

旧鵜田家住宅保存修理（茅葺屋根改修） 工事

図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺 (A3)	図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺 (A3)
A-00	表紙・図面リスト	N・S	A-18	直接仮設工事 仮設計画面図（参考図）	1/240
A-01	工事概要・案内図	N・S	A-19	直接仮設工事 軒足場平面図（参考図）	1/120
A-02	建築改修工事特記仕様書 1	N・S	A-20	直接仮設工事 棟足場平面図（参考図）	1/120
A-03	文化財工事特記仕様書 1	N・S	A-21	直接仮設工事 軒足場正（南）面図（参考図）	1/120
A-04	文化財工事特記仕様書 2	N・S	A-22	直接仮設工事 軒足場背（北）面図（参考図）	1/120
A-05	文化財工事特記仕様書 3	N・S	A-23	直接仮設工事 軒足場側（東）面図（参考図）	1/120
A-06	仕上表・参考工程表	N・S	A-24	直接仮設工事 軒足場側（西）面図（参考図）	1/120
A-07	平面図	1/120	A-25	直接仮設工事 軒足場つ通りザシキ桁行断面図（参考図）	1/120
A-08	正（南）面図	1/120	A-26	直接仮設工事 軒足場 1 9 通りザシキ梁間断面図（参考図）	1/120
A-09	背（北）面図	1/120	A-27	直接仮設工事 軒足場 1 5 通りザシキ梁間断面図（参考図）	1/120
A-10	側（東）面図	1/120	A-28	直接仮設工事 軒足場 7 通りザシキ梁間ドマ桁行断面図（参考図）	1/120
A-11	側（西）面図	1/120	A-29	直接仮設工事 軒足場へ通りドマ梁間断面図（参考図）	1/120
A-12	屋根工事 屋根施工範囲図	1/120	A-30	直接仮設工事 茅保管部分の床・壁・カマド・イロリ養生	1/120
A-13	屋根工事 軒付 積み直し範囲図	1/120	A-31	直接仮設工事 支障木等伐採・剪定、周辺垣根取り外し・復旧	1/120
A-14	屋根工事 棟積 参考写真	N・S	A-32	直接仮設工事 既設埋設管平面図（参考図）	1/120
A-15	雑工事 避雷設備取り外し復旧 棟上部	1/120			
A-16	雑工事 避雷設備取り外し復旧 屋内配線	1/120			
A-17	雑工事 建具補修	1/20			

令和 8 年 8 月 施再第 1 5 1 号

習志野市 政策経営部 施設再生課

工事名称

旧鵜田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事

特記仕様書

I 建築改修工事仕様

1 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●を付けたものを適用する。

●公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）

●公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「標準仕様書」という。）

○建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。

なお、電気設備工事の特記仕様書は（ ）図、機械設備工事の特記仕様書は（ ）図による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に●印の付いたものを適用する。（●印が付かない場合は※印の付いたものを適用する。）

(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。（●印が付かない場合は※印の付いたものを適用する。）

(3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

また、（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 〔G〕印は「図等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

(5) 構造改修については、別記構造特記仕様による。

1 各章共通事項

● 6 石綿含有建材の調査

[1.5.1]

調査

※石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。

貸与資料（ ）

○分析による石綿含有建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アノソフィライト、クリソタイル、クロソドライト、トレモライト

分析方法

	定性分析方法	定量分析方法
材料名	(JIS A 1481-1)または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3)、(JIS A 1481-4) または(JIS A 1481-5)
=====	○（箇所）	○（箇所）
=====	○（箇所）	○（箇所）
=====	○（箇所）	○（箇所）

サンプル数

1箇所あたり3サンプル

採取箇所

○図示による ○

● 7 中間検査

● 8 完成時の提出図書等

[1.9.1～3][表1.9.1]

工事完成時の提出図書等は以下のものとする。

提出図書等	仕様	部数
●完成図面	○図面（A1版）折りたたみ製本 ●図面（A3版）見開き製本	● 2部 ○ 部
●工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの	● 1部 ○ 部
●完成写真	○キャビナ利 ●C D-R	○ 部 ● 1部
○保全に関する資料		○ 部 ○ 部
●電子成果品	電子データによる	● 2部 ○ 部

設計図CADデータ ●貸与する ○貸与しない

貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用しては

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

1 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することが必要な場合は、「工事関係者連絡会議」を設置すること。

2 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。

3 工事の施工の際し、資材運搬等を含め、公園利用者への危険が及ばないように、安全管理に努めること。

1 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。

2 「建設業退職金共済制度」に基づく「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」は工事契約締結後、1か月以内に提出すること。

3 法定外の労災保険に加入し、工事着手までに保険証券の写し又はこれに代わるものを提出すること。

工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。

(1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。

(2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。

(3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど、過積載を助長するすることのないようにすること。

(4) 取引関係のあるダンプリン事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じること。

受注者は、工事の施工にあたっては、不法 違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプリン等を工事現場に立ち入らせないこと。

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

※ 工事は設計図書に従い施工する他、設計図に明示のされていないもので工事の性質上当然必要なものは、監督職員の指示により行う。なお、請負者は施工前及び施工中において設計図書を照査するものとする。

※ 作業前後で道路状況を含め周囲の写真を撮ること。

また、道路及び工事車両の搬入口等破損した場合、請負者負担で現況復旧を行うこと。

※ 請負者は工事に伴う道路占用許可、交通規制の一時解除の協議、環境（騒音・振動・ほこり等）対策、工事中の消防計画の届け出等関係法令に照らし、必要と思われる手続きを行い、工事完了時点で、所定の様式により提出すること。

※ 工事期間中又は工事竣工後以降にかかわらず、当該工事に関連して習志野市における工事監査や会計検査院による実地検査の対象となった場合は、受検時の立会い並びに質疑の回答について協力するものとする。

※ 下請契約の金額を問わず施工体制台帳の作成・提出をすること。

※ 下請業者を含め社会保険等に加入すること。

※ 外国人就労者を使用する場合は、関係法令を遵守すること。

※ 敷地内は禁煙とする。

※ 公園及び管理事務所等の便所は使用せず、仮設便所を設置すること。

1 工事中に地震があった場合の安全確保と対応等について、現場員への周知、確認を徹底すること。

2 工事中に地震があった場合の地震後における作業の再開及び工程管理については、地震発生後、速やかに監督職員に連絡をして対応方法の指示を受けること。

ただし、現場において緊急対応しなければならない状況が発生した場合や、別途明確な基準がある場合等はこの限りではない。

なお、引き続き作業を進めることとした場合は、現場の安全点検を確実に実行した後に続行すること。

2 仮設工事

● 1 足場その他

[2.2.1][表2.2.1]

1 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1 (2) によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。

2 標足場については、計算により安全性を確認すること。

3 定置する足場及び作業積台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

○内部足場 種別 ※脚立、足場板等 ○

●外部足場 ●設置する ○設置しない

防護シートによる養生 ※行う ○行わない

ネット養生シート ※防炎Ⅰ類 ○防炎Ⅱ類 ○

材料、撤去材料等の運搬方法

○A種 ※B種 ○C種 ○D種 ○E種

○その他（ダストシート）

C種 利用可能なエレベーター（ ）

D種 利用可能な階段（ ）

● 2 既存部分の養生

[2.3.1]

1 養生の方法等

●既存部分 養生方法 ※ビニールシート 合板等 ○

●既存家具、既存設備等 養生方法 ※ビニールシート等 ○

○既存ブラインド、カーテン等

養生方法 ○ビニールシート等 ○

保管場所等 ○指定場所に保管、再取付け ○撤去、処分

備品、机、ロッカー等の移動 ●行わない ○行う（図示）

2 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

構内既存の施設 ※利用できない

●利用できる（ ●有償 ○無償 ）

有償、無償に関係なくチャーターを設置する

構内既存の施設 ●利用できない ○利用できる（ ※有償 ○無償 ）

● 3 工事用水

● 4 工事用電力

3 建具改修工事

● 1 改修工法

[5.1.3]

既存建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
○アルミニウム製建具	○	○	○建具表による ○
○樹脂製建具	○	○	○建具表による ○
○鋼製建具	○外部 ○内部	○	○建具表による ○
○鋼製軽量建具	○	○	○建具表による ○
○ステンレス製建具	○	○	○建具表による ○
●木製建具	○	○	●建具表による ○

新規に建具を設ける場合

壁部分の開口の開け方 ※図示 ○

新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示 ○

建具周囲のシーリング 改修標準仕様書3章7節による

○再使用（○ブラインドボックス ○

● 2 木製建具

[5.7.2～4][表5.7.5]

建具材の加工、組立時の含水率 ●A種 ○

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆ ○

○フラッシュUP

表面材のホルムアルデヒド放散量等

※改修標準仕様書5.7.2(2)(4)(a)による ○

4 内装改修工事

● 1 接合具等

[6.5.3]

造作材の化粧面の釘打ち

※隠し釘打ち ○釘頭埋め木 ●つぶし頭釘打ち ○釘頭現し

諸金物の形状、寸法及び材質

※かすがい、座金、箱金物、短冊金物

(改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度)

○ （形状： 寸法： 材質： ）

● 2 防塵・防蟻処理

[6.5.5]

○工場における薬剤の加圧注入等

○改修標準仕様書6.5.5(1)(a)①による加圧注入

適用部材	保存処理性能区分
	○K2 ○K3 ○K4

○改修標準仕様書6.5.5(1)(a)②による加圧式保存処理

保存処理の性能（ ）

インサイジング ○適用する ○適用しない

●薬剤の塗布等による防塵・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	●改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②による	●改修標準仕様書6.5.5(1)(b)①による
		○付属書A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による
		○

○薬剤の接着材への混入による防塵、防蟻処理

適用部位（ ）

○合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等によるK3防塵・防蟻処理

適用部位（ ）

別記

1

「建設副産物の処理」

● 1 共通事項

1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調査」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提示すること。

仮設足場（参考）

鋼製布板

二段手すり

最上段

二段手すり及び幅木（つま先板）を設置すること。

（高さ150mm以上の金属製とし、両側に設置する。）

手すりの安全帯取り付け強度を確認すること

H=850mm以上で中さんを有する丈夫な手すりとする

二段手すり

幅木（つま先板）は高さ150mm以上の金属製とし、両側（外部及び躯体側）に設置する。

中間段

鋼製布板

中間段

建枠

根がらみ

最下段

注）墜落防止のため、内側（躯体側）に上さんを設置すること。（高さ850mm以上）

「働きやすい安心感のある足場」手すり先行専用足場型概念図

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。

1 各章共通事項

● 1 適用基準等

[1.1.4]

● 2 工事実績情報の登録

最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。

(1) 工事受注時 契約締結後10日以内

(2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内

(3) 工事完成時 工事完成後10日以内

● 3 発生材の処理等

[1.3.11]

発生材の処理等は、別記－1「建設副産物の処理」による。

● 4 施工条件

・公園用地内の施設であるため利用者等の安全を最大限考慮した仮設計画及び施工とすること。

・工事の進捗状況（工事内容及び工程表等）をわかりやすい位置に掲示すること。

● 5 条件明示項目

本工事は、習志野市週休2日制適用工事実施要領（営繕工事）の対象工事とする。

「習志野市週休2日制適用工事実施要領（営繕工事）」については、現場着手日から現場完成日までの期間において、4週8休以上の現場閉所を実施すること。なお、4週8休以上とは対象期間内の現場閉所の日数の割合が28.5%以上の水準に達する状態をいう。現場閉所率の算出において、現場閉所の日数には降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、営繕工現場閉所の日数に含めるものとする。

現場閉所の確認方法等の詳細事項については「習志野市週休2日制適用工事実施要領（営繕工事）」によるものとする。

猛暑による作業不能日数

●本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

(1) 作業不能日数：12日間

(2) 上記(1)は、環境省が公表する関東地方 千葉県船橋地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏事休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5分を平均したもの。

(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉県 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

(1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建築資材（以下、「調達検討資材」の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

(2) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

(3) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、監督職員が精査をしたうえで必要と認めた別途調達経費については設計変更の対象とする。（必要に応じて工期変更を行うものとする。

資材置場及び駐車場所

●敷地内 ○敷地外（ ○無償 ○有償）

（千葉県 市 町 丁目 番地 号）

部分使用

○有り ●無し

令和 年 月 日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。

部分使用箇所（ ）

2 仮設工事

● 1 足場その他

[2.2.1][表2.2.1]

1 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1 (2) によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。

2 標足場については、計算により安全性を確認すること。

3 定置する足場及び作業積台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

○内部足場 種別 ※脚立、足場板等 ○

●外部足場 ●設置する ○設置しない

防護シートによる養生 ※行う ○行わない

ネット養生シート ※防炎Ⅰ類 ○防炎Ⅱ類 ○

材料、撤去材料等の運搬方法

○A種 ※B種 ○C種 ○D種 ○E種

○その他（ダストシート）

C種 利用可能なエレベーター（ ）

D種 利用可能な階段（ ）

● 2 既存部分の養生

[2.3.1]

1 養生の方法等

●既存部分 養生方法 ※ビニールシート 合板等 ○

●既存家具、既存設備等 養生方法 ※ビニールシート等 ○

○既存ブラインド、カーテン等

養生方法 ○ビニールシート等 ○

保管場所等 ○指定場所に保管、再取付け ○撤去、処分

備品、机、ロッカー等の移動 ●行わない ○行う（図示）

2 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

構内既存の施設 ※利用できない

●利用できる（ ●有償 ○無償 ）

有償、無償に関係なくチャーターを設置する

構内既存の施設 ●利用できない ○利用できる（ ※有償 ○無償 ）

● 3 工事用水

● 4 工事用電力

3 建具改修工事

● 1 改修工法

[5.1.3]

既存建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
○アルミニウム製建具	○	○	○建具表による ○
○樹脂製建具	○	○	○建具表による ○
○鋼製建具	○外部 ○内部	○	○建具表による ○
○鋼製軽量建具	○	○	○建具表による ○
○ステンレス製建具	○	○	○建具表による ○
●木製建具	○	○	●建具表による ○

新規に建具を設ける場合

壁部分の開口の開け方 ※図示 ○

新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示 ○

建具周囲のシーリング 改修標準仕様書3章7節による

○再使用（○ブラインドボックス ○

● 2 木製建具

[5.7.2～4][表5.7.5]

建具材の加工、組立時の含水率 ●A種 ○

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆ ○

○フラッシュUP

表面材のホルムアルデヒド放散量等

※改修標準仕様書5.7.2(2)(4)(a)による ○

4 内装改修工事

● 1 接合具等

[6.5.3]

造作材の化粧面の釘打ち

※隠し釘打ち ○釘頭埋め木 ●つぶし頭釘打ち ○釘頭現し

諸金物の形状、寸法及び材質

※かすがい、座金、箱金物、短冊金物

(改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度)

○ （形状： 寸法： 材質： ）

● 2 防塵・防蟻処理

[6.5.5]

○工場における薬剤の加圧注入等

○改修標準仕様書6.5.5(1)(a)①による加圧注入

適用部材	保存処理性能区分
	○K2 ○K3 ○K4

○改修標準仕様書6.5.5(1)(a)②による加圧式保存処理

保存処理の性能（ ）

インサイジング ○適用する ○適用しない

●薬剤の塗布等による防塵・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	●改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②による	●改修標準仕様書6.5.5(1)(b)①による
		○付属書A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による
		○

○薬剤の接着材への混入による防塵、防蟻処理

適用部位（ ）

○合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等によるK3防塵・防蟻処理

適用部位（ ）

1 各章共通事項

● 1 適用基準等

[1.1.4]

● 2 工事実績情報の登録

最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。

(1) 工事受注時 契約締結後10日以内

(2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内

(3) 工事完成時 工事完成後10日以内

● 3 発生材の処理等

[1.3.11]

発生材の処理等は、別記－1「建設副産物の処理」による。

● 4 施工条件

・公園用地内の施設であるため利用者等の安全を最大限考慮した仮設計画及び施工とすること。

・工事の進捗状況（工事内容及び工程表等）をわかりやすい位置に掲示すること。

● 5 条件明示項目

本工事は、習志野市週休2日制適用工事実施要領（営繕工事）の対象工事とする。

「習志野市週休2日制適用工事実施要領（営繕工事）」については、現場着手日から現場完成日までの期間において、4週8休以上の現場閉所を実施すること。なお、4週8休以上とは対象期間内の現場閉所の日数の割合が28.5%以上の水準に達する状態をいう。現場閉所率の算出において、現場閉所の日数には降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、営繕工現場閉所の日数に含めるものとする。

現場閉所の確認方法等の詳細事項については「習志野市週休2日制適用工事実施要領（営繕工事）」によるものとする。

猛暑による作業不能日数

●本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

(1) 作業不能日数：12日間

(2) 上記(1)は、環境省が公表する関東地方 千葉県船橋地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏事休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5分を平均したもの。

(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉県 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

(1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建築資材（以下、「調達検討資材」の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

(2) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

(3) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、監督職員が精査をしたうえで必要と認めた別途調達経費については設計変更の対象とする。（必要に応じて工期変更を行うものとする。

資材置場及び駐車場所

●敷地内 ○敷地外（ ○無償 ○有償）

（千葉県 市 町 丁目 番地 号）

部分使用

○有り ●無し

令和 年 月 日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。

部分使用箇所（ ）

2 仮設工事

● 1 足場その他

[2.2.1][表2.2.1]

1 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1 (2) によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。

2 標足場については、計算により安全性を確認すること。

3 定置する足場及び作業積台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

○内部足場 種別 ※脚立、足場板等 ○

●外部足場 ●設置する ○設置しない

防護シートによる養生 ※行う ○行わない

ネット養生シート ※防炎Ⅰ類 ○防炎Ⅱ類 ○

材料、撤去材料等の運搬方法

○A種 ※B種 ○C種 ○D種 ○E種

○その他（ダストシート）

C種 利用可能なエレベーター（ ）

D種 利用可能な階段（ ）

● 2 既存部分の養生

[2.3.1]

1 養生の方法等

●既存部分 養生方法 ※ビニールシート 合板等 ○

●既存家具、既存設備等 養生方法 ※ビニールシート等 ○

○既存ブラインド、カーテン等

養生方法 ○ビニールシート等 ○

保管場所等 ○指定場所に保管、再取付け ○撤去、処分

備品、机、ロッカー等の移動 ●行わない ○行う（図示）

2 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

構内既存の施設 ※利用できない

●利用できる（ ●有償 ○無償 ）

有償、無償に関係なくチャーターを設置する

構内既存の施設 ●利用できない ○利用できる（ ※有償 ○無償 ）

● 3 工事用水

● 4 工事用電力

3 建具改修工事

● 1 改修工法

[5.1.3]

既存建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
○アルミニウム製建具	○	○	○建具表による ○
○樹脂製建具	○	○	○建具表による ○
○鋼製建具	○外部 ○内部	○	○建具表による ○
○鋼製軽量建具	○	○	○建具表による ○
○ステンレス製建具	○	○	○建具表による ○
●木製建具	○	○	●建具表による ○

新規に建具を設ける場合

壁部分の開口の開け方 ※図示 ○

新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示 ○

建具周囲のシーリング 改修標準仕様書3章7節による

○再使用（○ブラインドボックス ○

● 2 木製建具

[5.7.2～4][表5.7.5]

建具材の加工、組立時の含水率 ●A種 ○

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆ ○

○フラッシュUP

表面材のホルムアルデヒド放散量等

※改修標準仕様書5.7.2(2)(4)(a)による ○

4 内装改修工事

● 1 接合具等

[6.5.3]

造作材の化粧面の釘打ち

※隠し釘打ち ○釘頭埋め木 ●つぶし頭釘打ち ○釘頭現し

諸金物の形状、寸法及び材質

※かすがい、座金、箱金物、短冊金物

(改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度)

○ （形状： 寸法： 材質： ）

● 2 防塵・防蟻処理

[6.5.5]

○工場における薬剤の加圧注入等

○改修標準仕様書6.5.5(1)(a)①による加圧注入

適用部材	保存処理性能区分
	○K2 ○K3 ○K4

○改修標準仕様書6.5.5(1)(a)②による加圧式保存処理

保存処理の性能（ ）

インサイジング ○適用する ○適用しない

●薬剤の塗布等による防塵・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	●改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②による	●改修標準仕様書6.5.5(1)(b)①による
		○付属書A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による
		○

○薬剤の接着材への混入による防塵、防蟻処理

適用部位（ ）

○合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等によるK3防塵・防蟻処理

適用部位（ ）

1 各章共通事項

● 1 適用基準等

[1.1.4]

● 2 工事実績情報の登録

最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。

(1) 工事受注時 契約締結後10日以内

(2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内

(3) 工事完成時 工事完成後10日以内

● 3 発生材の処理等

[1.3.11]

発生材の処理等は、別記－1「建設副産物の処理」による。

● 4 施工条件

・公園用地内の施設であるため利用者等の安全を最大限考慮した仮設計画及び施工とすること。

・工事の進捗状況（工事内容及び工程表等）をわかりやすい位置に掲示すること。

● 5 条件明示項目

本工事は、習志野市週休2日制適用工事実施要領（営繕工事）の対象工事とする。

「習志野市週休2日制適用工事実施要領（営繕工事）」については、現場着手日から現場完成日までの期間において、4週8休以上の現場閉所を実施すること。なお、4週8休以上とは対象期間内の現場閉所の日数の割合が28.5%以上の水準に達する状態をいう。現場閉所率の算出において、現場閉所の日数には降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、営繕工現場閉所の日数に含めるものとする。

現場閉所の確認方法等の詳細事項については「習志野市週休2日制適用工事実施要領（営繕工事）」によるものとする。

猛暑による作業不能日数

●本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

(1) 作業不能日数：12日間

(2) 上記(1)は、環境省が公表する関東地方 千葉県船橋地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏事休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5分を平均したもの。

(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉県 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

(1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建築資材（以下、「調達検討

文 化 財 工 事 特 記 仕 様 書

a 通 則

1 概 要

この工事は、千葉県指定有形文化財建造物の保存修理工事であることを十分に理解し、伝統的諸工法を踏襲して各部の施工に当るよう留意する。実施に当っては、監督職員と十分に打ち合わせを行い、その指示に従って施工する。

2 材料検収

材料は種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3 材料保管

使用する材料で監督職員の検査に合格したものはすべて良好な状態で保管し、湿気、盗難、火災、虫害、獣害に対し、十分対策を講ずるものとする。

4 情報発信への協力

工事期間中は工事内容の説明や進捗状況写真等を貼付した説明版の設置を行うとともに、現場説明会（令和9年度 1日 予定）を開催する際にはモックアップ作製、安全対策などに協力する。

5 特記事項

材料の搬出入、仮設物建設時など大型トラック、クレーン車等の重量物が敷地内に入場する場合は、既設埋設管などの破損なきよう、必要な養生を行う。
国道69号線から実籾本郷公園への進入路の交通規制（日曜・休日を除く7:30～8:30車両通行止め）を順守する。

b 仮 設 工 事

1 計 画

建物周囲に周囲足場（養生シート張り）、登り桟橋（養生シート張り）、軒下には棚足場、棟周囲に棟足場（養生シート張り）、屋根には屋根面足場（丸太）、屋根養生シートをそれぞれ架ける。室内は汚損防止のためすべてシート養生するほか、ドマとザシキは搬入された茅材の保管場所として使用するため、建具、床、壁、カマド、イロリの養生を行う。

2 構 造

周囲足場の構造は枠組足場、棚足場・登り桟橋・棟足場の構造は単管スレーシングとする。屋根面足場は丸太足場とする。

3 材 料

各仮設物に使用する材料は下記を標準とする。
単 管 ・ ・ ・ ・ STK500。外径48.6mm、肉厚2.5mm、長さ1.0～5.5m
同付属品 ・ ・ ・ ・ ベースプレート、クランプ
枠組足場 ・ ・ ・ ・ 鳥居枠、W914×H1,875、ジャッキベース、鋼製布板、ジョイント、アームロック、ブレース、階段枠、手摺柱、手摺

足 場 板 ・ ・ ・ ・ 厚3.5cm（杉板）2.8cm（合板）3.0cm（鋼板）、長さ3.6m以上の杉板
または足場用合板、鋼板

周囲養生シート ・ ・ 防災メッシュシート（180kgf以上）
鉄線・釘 ・ ・ ・ ・ #12なまし鉄線
木 材 ・ ・ ・ ・ 杉または米桐一等材（迂り止め、胴縁、桟木）
屋根面丸太 ・ ・ ・ ・ 杉丸太、末口6cm以上、長さ2m以上
屋根養生シート ・ ・ ブルーシート
室内養生シート ・ ・ 白色防災シート
室内保護パネル ・ ・ 合板、樹脂版

4 周囲足場・軒下棚足場・棟足場・登り桟橋

軒先より外2.0m内外に足場板を敷き並べ枠組足場を規定通りに組み立て、足元は単管を用いて繋ぎ止め、要所は控え、筋違を設ける。足場の周囲はメッシュシート張りとする。また棚足場は軒葺先より0.7m内外下に、棟足場は棟周囲巾2.4mに、それぞれ単管を組み立てて設ける。根太割り90cm内外に根太を配し足場板を敷き並べ緊結する。要所に控柱、筋違、頬杖を取付け各組手は堅固に締付ける。登り桟橋は巾1.5m、3／10勾配（滑り止め付）とし周囲シート張りとする。

5 屋根面足場

屋根の葺登りに従い、約0.6m毎に丸太を押銚竹より縄取りして足場とする。

6 屋根養生シート

屋根シート養生は屋根面全体を一斉に覆う必要はないが、葺地や葺棟積の解体個所は葺き上げまでの間、工事施工中を除いて、常に屋根面をブルーシートで覆い工事期間中に雨漏りのないように養生を行う。

7 内部床養生、茅材仮置場周囲養生

屋根工事作業中、室内は白色防災シート等で養生を行う。補足茅材の仮置場に使用するドマ・ザシキは、たたき・床板やカマド・イロリなど破損することの無いよう合板、樹脂版などで養生を行う。

8 支障木等伐採・剪定

周囲足場設置に支障する南西隅のザクロ・ニシキギ、西面客便所周辺のナンテン、南東隅のモミジなどは、移植（ザクロ）、伐採（ニシキギ）、剪定（そのほか）とするが、剪定は周囲足場建地の配置やビーム設置による省略等を検討し、範囲を最小限とする。ザクロ移植地は管理棟脇とし、移植後の同地には秋口に実のなるものを新植する。

9 周辺垣根取り外し・復旧

周囲足場設置に支障する客便所に取り付く枝屋根付の片袖垣、南西隅・南東隅の四ツ目垣（西南隅は板戸とも）、はいったん取り外し復旧にあたり更新する。

継文承化

株式会社

文化継承建築設計事務所

一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号

一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号

加 藤 雅 大

〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41

TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

</

10 共通仮設（共通仮設費率に含まれるもの）

- (1) 準備費：工事準備費一般
- (2) 仮設建物費：倉庫、下小屋
- (3) 工事施設費：場内通信設備等の工事中施設に要する費用
- (4) 環境安全費：安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
- (5) 動力用光熱費：工事中電気設備及び工事中給排水設備に要する費用並びに工事中電気水道料金等
- (6) 屋外整理清掃費：屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等
- (7) 機械器具費：共通的な工事中機械器具（測量機器、雑機械器具等）
- (8) その他：公共積算基準で定められた費用

11 危害防止

工事中実施に当たり、法規上必要な危害防止及び衛生上のことに関しては、適当な施設を設け、かつ防火対策を講じる。また仮設物は工事中期間を通じて強度上必要な補強を行い、安全を確保する。園内を通行する公園利用者の安全確保にも十分留意する。

12 特記事項

支障木等伐採・剪定、周辺垣根取り外し・復旧にあたっては、庭園の状況を熟知（日常管理）した技能者をあてる。

※1から7については、参考仕様とする。

c 屋根工事

1 計画

棚足場建設後に軒先から解体しながら、表層部（およそ厚さの半分程度）の腐朽、破損する部分を新茅（解体した古茅の一部を延茅として再利用する場合もある）で葺き替える。
軒先の水切茅はすべて、現在4～6段葺きとなっている軒付茅は、茅持竹が破損している北面と西面の中央部を茅持竹から全て積み直すこととし、そのほかの部分は腐朽する箇所・範囲だけを積み直す。
谷は平葺きの進捗に合わせ、歩み30cmごとに銅板を敷き込み補強する。
棟は下地からやり直しとし、茅にて形造り、両端の化粧飾りは在来通り（マクラ押え小口化粧切揃え）に納め、上部は杉皮（3枚）を敷き込み割竹の簀子で押え、葦覆い（雁振瓦は1列5枚で32列）とする。葦覆い足元の押え等の見え掛かりとなる木部は古色を施す。
下地の葦縄が緩んでいるところは、可能な限り縄を締め直す。
客便所の割竹押えの杉皮葺はすべて葺き替えると共に、腐朽している裏甲を取り替える。

2 着手準備

着手に先立ち、写真撮影その他必要な諸調査を行う。調査完了後、下から順序よく解体しながら作業を開始する。解体した茅材で良質なものは、延べ茅などに再用する。不用の旧材は指示により処分を行う。

3 材料

使用する材料は下記を標準とする。
山 茅・・・・・・長さ1.5m以上、1.5m縄締め、腐れなどのない乾燥した良質材
稲 藁・・・・・・腐れ変色などのない乾燥した良質材
垂 木 竹・・・・・・径4cm内外、長さ8m内外の秋とりの真竹、1束5本入り
小 舞 竹・・・・・・径3cm内外、長さ5m内外の秋とりの真竹、1束12本入り
茅 持 竹・・・・・・径4cm内外、長さ6m内外の秋とりの真竹、1束5本入り
押 鉾 竹・・・・・・径2.5cm～3cm内外の秋とりの真竹、1束20本入り
藁 縄・・・・・・径8～12mm、機械縄
銅 線・・・・・・14#なまし銅線
杉 皮・・・・・・節穴、腐れなどのない良質材
長さ 棟用150cm内外、客便所用100cm内外、軒先水切用60cm内外
押 え 竹・・・・・・径3cm内外、長さ3m内外の秋とりの真竹
谷葺込銅板・・・・厚0.4mm 100cm×60cm

4 下拵え

軒付茅は下葉を十分に選り、約12～15cm束ねとする。平葺茅は根本を揃え、径30cm内外に束ねる。

5 野地補修

縄の緩んでいる箇所、切れている箇所を可能な限り締め直す

6 軒付

軒付は軒口の出、厚さともに在来通りとし、軒厚70cm内外、5段積となるよう積上げ、一段ごとに押鉾竹を入れ十分に縄で締め付ける。また、軒厚の中間に天秤丸太を挿入して軒の垂下を防ぐ。積み上げの最下段は稲藁、それより上を山茅とし、最上段は水切りの杉皮（背合せ2枚重ね）を入れた上に良質の水切茅を並べる。

7 平葺

葺厚63cm程度30cm束ねとし、延茅にて葺き上り厚さを調整しながら登り約60cm毎に押鉾竹を入れ、下段押鉾または垂木から踏み締めながら葦縄で締め付けて葺き上る。棟際は切茅をもって葺きつめ、葺仕舞いは向前に折り返して押鉾締めとする。

8 谷葺込銅板

谷流れ300mm内外ごとに葺込銅板（厚0.4mm、100cm×60cm）を葺き込んで谷部分を補強する。

9 棟作り

棟積は下部の葺地を整えて品軒を積んだうえ、寸法、形式とも在来に倣って積み直す。
平葺の棟際は向い平の茅葺と折り重ねて在来のとおり品軒を作り、その上に葦茅を積んで棟の形を整えたのち、杉皮を3枚重ねに覆い、割竹の簀子を用いて在来通りに押える。棟造にあっては葦縄で締付けるほか、必要に応じ銅線で補強する。
雁振瓦は銅線で繋ぎ1列5枚とし32列並べる。

10 刈り上げ

軒先は不陸の生じないよう、また隅は水返りなきよう見通しよく刈り込む。軒付勾配・軒出などは所定の寸法に刈り込み、隅背の丸味及び平葺とも不陸無きよう、鋏刈り仕上げる。

11 客便所杉皮葺

杉皮5枚重ね、軒先裏甲からの出30mmとし、葺足240mm、茅葺軒付下奥まで葺き込む。押えは丸竹径30mm（釘止め）を、軒先から120mm、以下240mmとする。

12 特記事項

屋根工事（茅葺）に従事する主な技能者は、選定保存技術保存団体に所属する者、選定保存技術保存団体の行った研修を受けた者、もしくは同等の技能があると監督職員が認めた者をあてる。

d 雜 工 事

1 計 画

ザシキ棟西面縁側の框・羽目板が破損する建具（雨戸）はその部分の補修を行って、建付け調整の上、建て込む。

工事に支障する避雷設備（棟上導帯）を一旦取り外し、破損個所を取り替えて工事後復旧する。

2 建具補修

(1) 計 画

ザシキ棟西面縁側の建具（雨戸）3枚の破損する框・羽目板の補修を行う。

(2) 材 料

木 材 ・ ・ ・ 杉赤身、上小節

その他・・・補修洋釘、接着剤、古色材

使用する材料は実施前に見本品等を提出し、監督職員の承認を得る。

(3) 除外し

取外しは予め位置を示す番付を建具に付し、破損の無いよう取り外す。

(4) 補修

補修箇所、方法の詳細は実施時に破損状況にふさわしい仕様を定めて補修を行う。継木・短木には接着剤を用い、忍釘止めとする。新補材は周囲の古材との調和を考慮した古色塗を施す。

(5) 建て込み

補修の完了した建具は、建込みの際に戸口や内法寸法に大きな隙間が生じないように建て込む。

3 避雷設備取り外し復旧

棟にとりつく棟上導帯、棟の中に隠ぺいされた配管配線は接地抵抗を確認した後一旦取り外し、棟積完了後に現状に倣って復すが、取り外し期間が最短となるよう葺替作業の進捗に合わせ棟毎に行うなど調整を行う。

導帯、取付金具、銅線等各部材は変形が著しいもの以外は現状の材料を再用する計画とする。

小屋内・建物内の配線・配管は再用とし、復旧した棟上導帯からの配線を接続する。

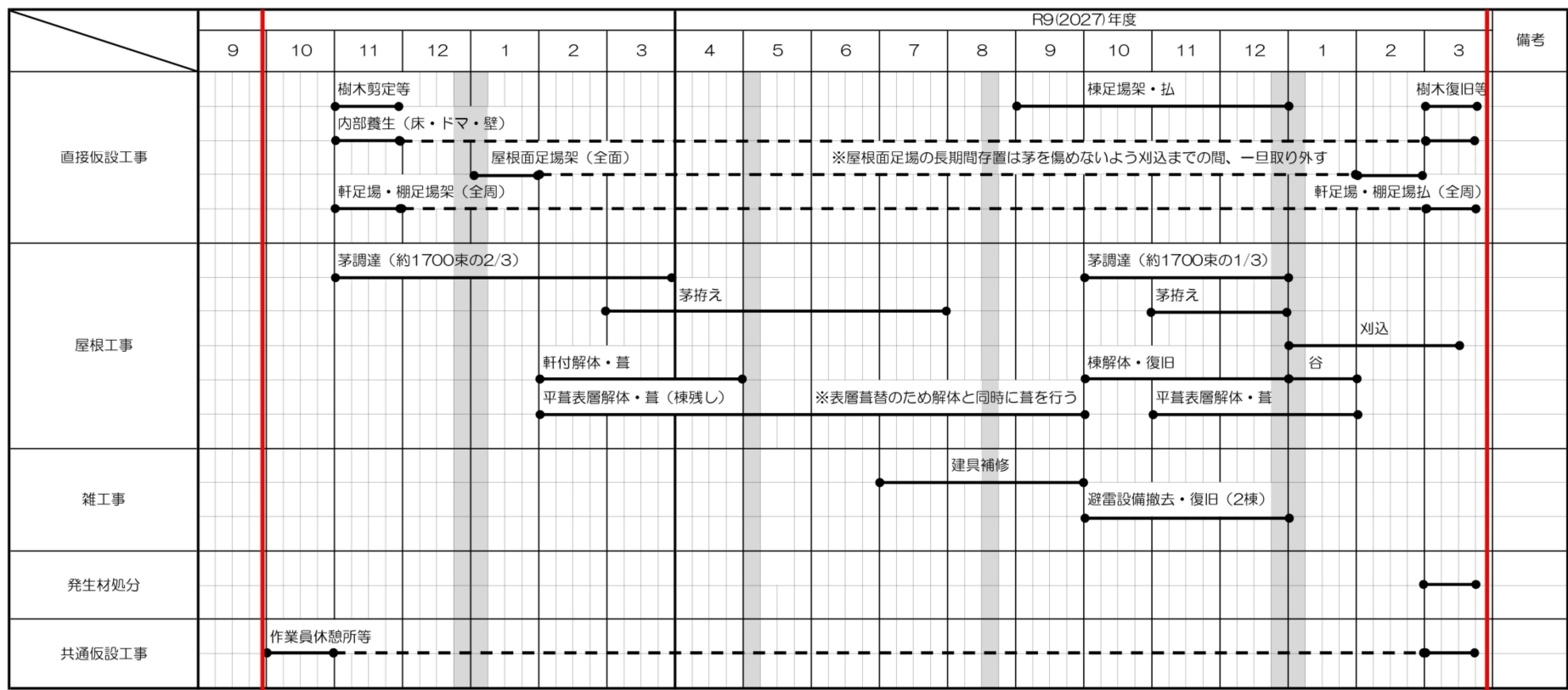
取付完了後接地抵抗試験を行い、 10Ω 以下であることを確認する。

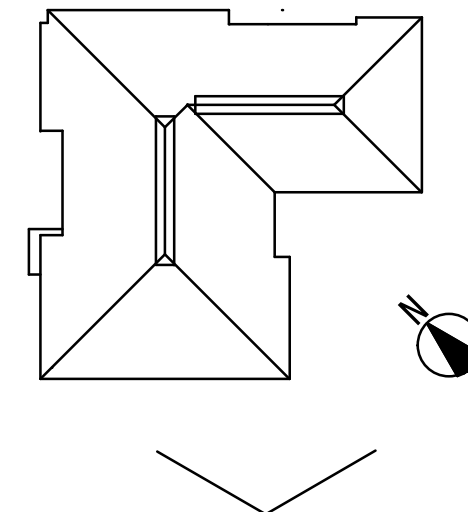
4 発生材処分

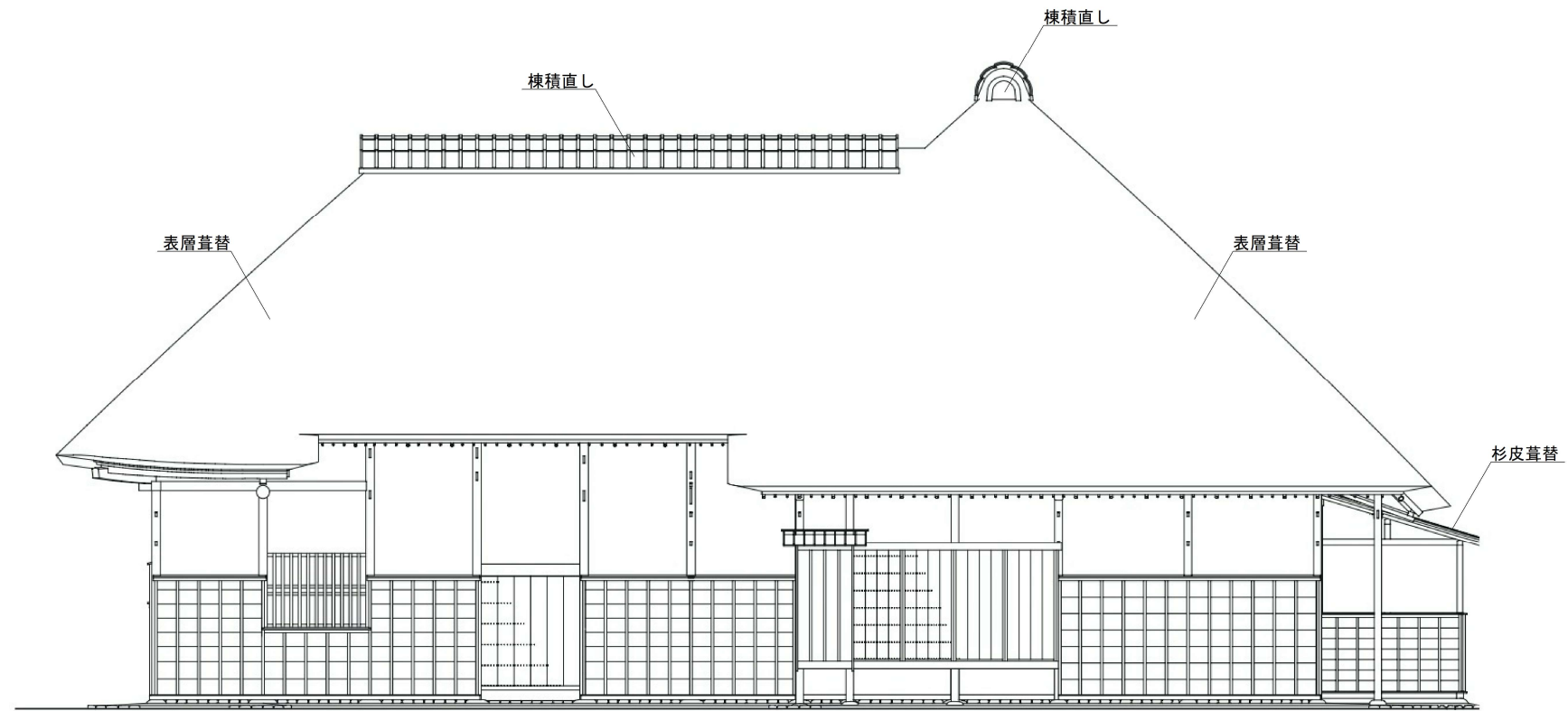
工事において発生した不材、発生材は習志野市の関係条例に基づいて産業廃棄物として適切に処分する。

部 位	仕 上 (仕 様)
軒 付	茅持竹上に、厚さ70cm内外、12～15cm束ね5段積、押鉾竹から藁縄締付 最下段稲藁、それ以上山茅 最上段下に杉皮背合わせ2枚重ね敷き、水切茅（山茅）葺きあげ
平 葺	葺き厚63cm内外、30cm束ね、延茅にて厚さ調整し押鉾竹から藁縄締付 葺仕舞向前折り返し
谷 葺	谷流れ30cmごとに銅板（厚0.4mm、100cm×60cmかぎ型）葺き込み
棟	棟巾に品軒を積み葺茅で棟積を形作り、両端はマクラ押え小口化粧切揃え 棟周囲は杉皮3枚重ね、割竹簀子押えとし、雁振瓦（1列5枚にて32通り）銅線縛り
刈り上げ	軒付、平葺、隅の丸みとも在来同様の勾配、厚み、形状に、不陸、水返りの無いうように鉄にて刈上げる
杉皮葺	杉皮5枚重ね、軒先裏甲からの出30mmとし、葺足240mm、茅葺軒付下奥まで葺き込む 押えは丸竹径30mmを、軒先から120mm、以下240mm、釘止めとする。

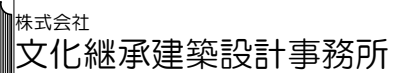
旧 鵜 田 家 住 宅 保 存 修 理 (茅 葺 屋 根 改 修) 工 事





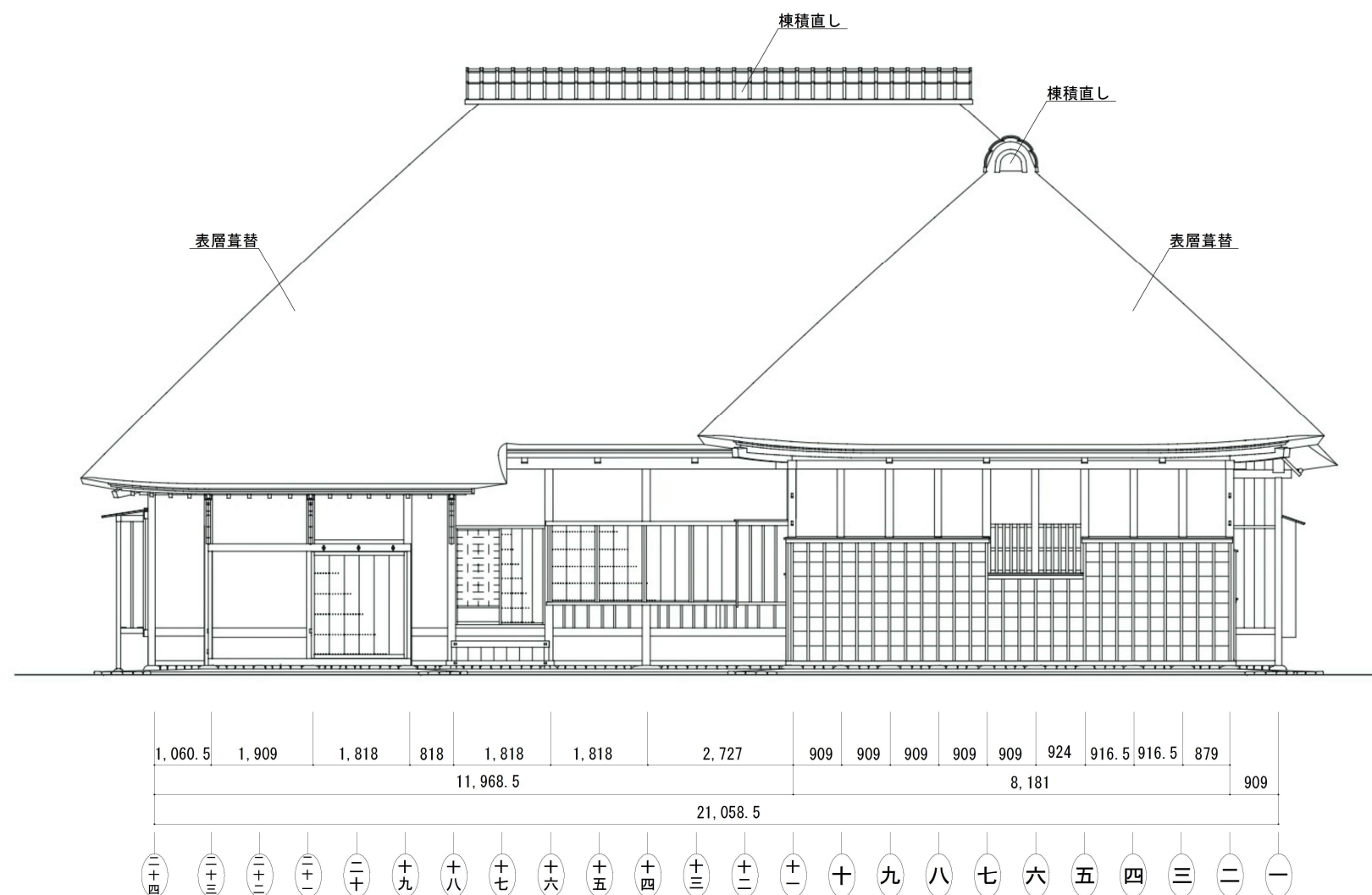
[illegible]

ろ は に ほ へ と ち り ぬ る を わ か よ た れ そ つ ね な ら む う ぬ



一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加藤 雅大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

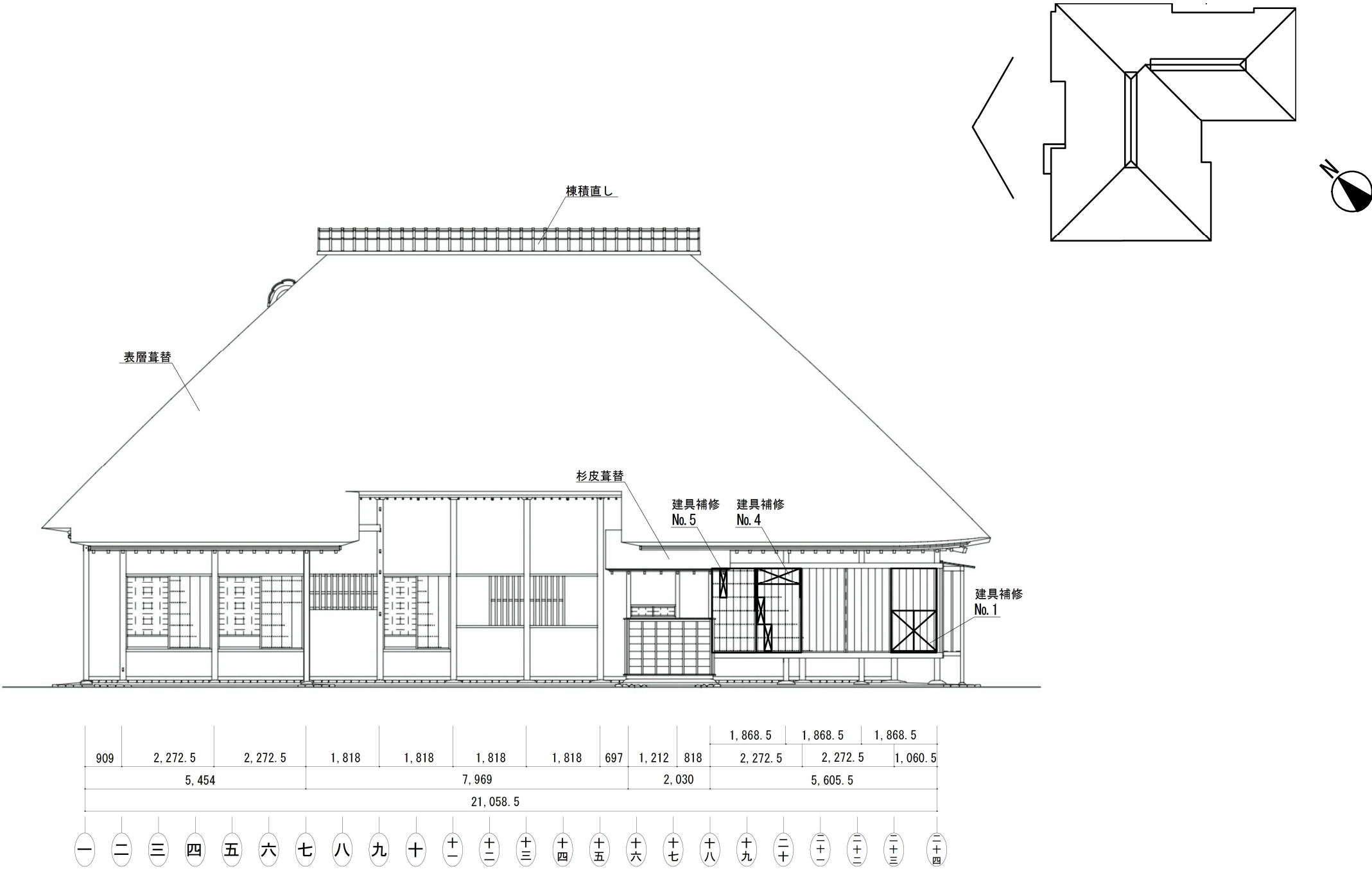
工事名	旧鍋田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日付	令和8年3月
図面名	背(北)面図	番号	A-09
		縮尺	A3 1/120



文化繼承建築設計事務所

一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加藤 雅大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

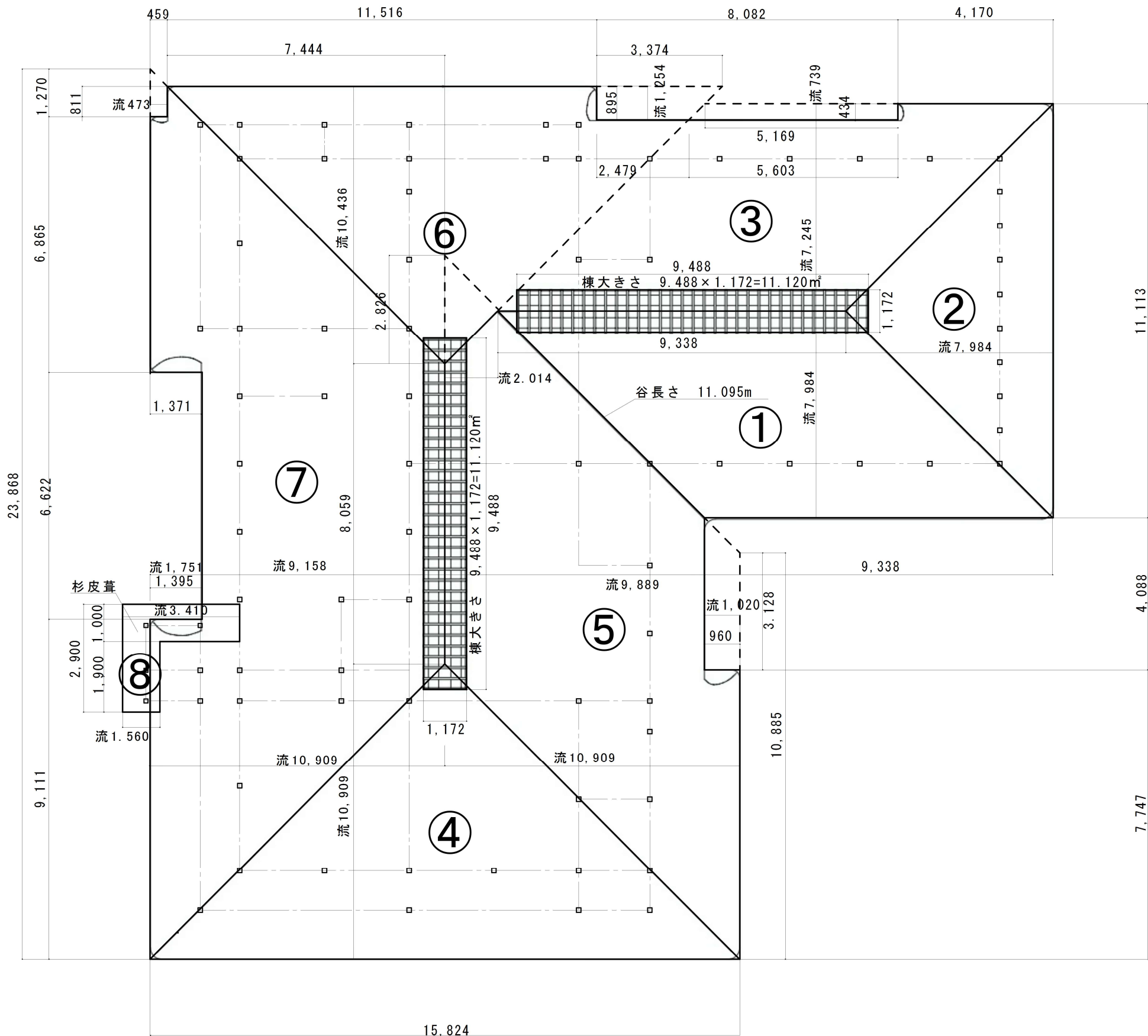
工事名	旧锦田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日付	令和8年3月
図面名	側(東)面図	番号	A-10
		縮尺	A3 1/120



株式会社
文化継承建築設計事務所

一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加 藤 雅 大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

工事名	旧锦田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日付	令和8年3月
図面名	側(西)面図	番号	A-11
		縮尺	A3 1/120



屋根面積

茅葺（葺厚0.630m）表層屋根葺替

ドマ棟	
① 南面	74.555 m ²
② 東面	44.363 m ²
③ 北面	70.574 m ²
小計	189.492 m ²
ザシキ棟	
④ 南面	86.312 m ²
⑤ 東面	112.219 m ²
⑥ 北面	74.026 m ²
⑦ 西面	162.059 m ²
小計	434.616 m ²
合計	624.108 m ²

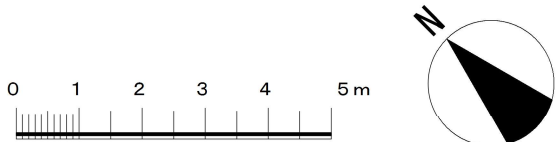
杉皮葺(5枚重ね 丸竹押え) 葺替
⑧客便所 6.374 m²

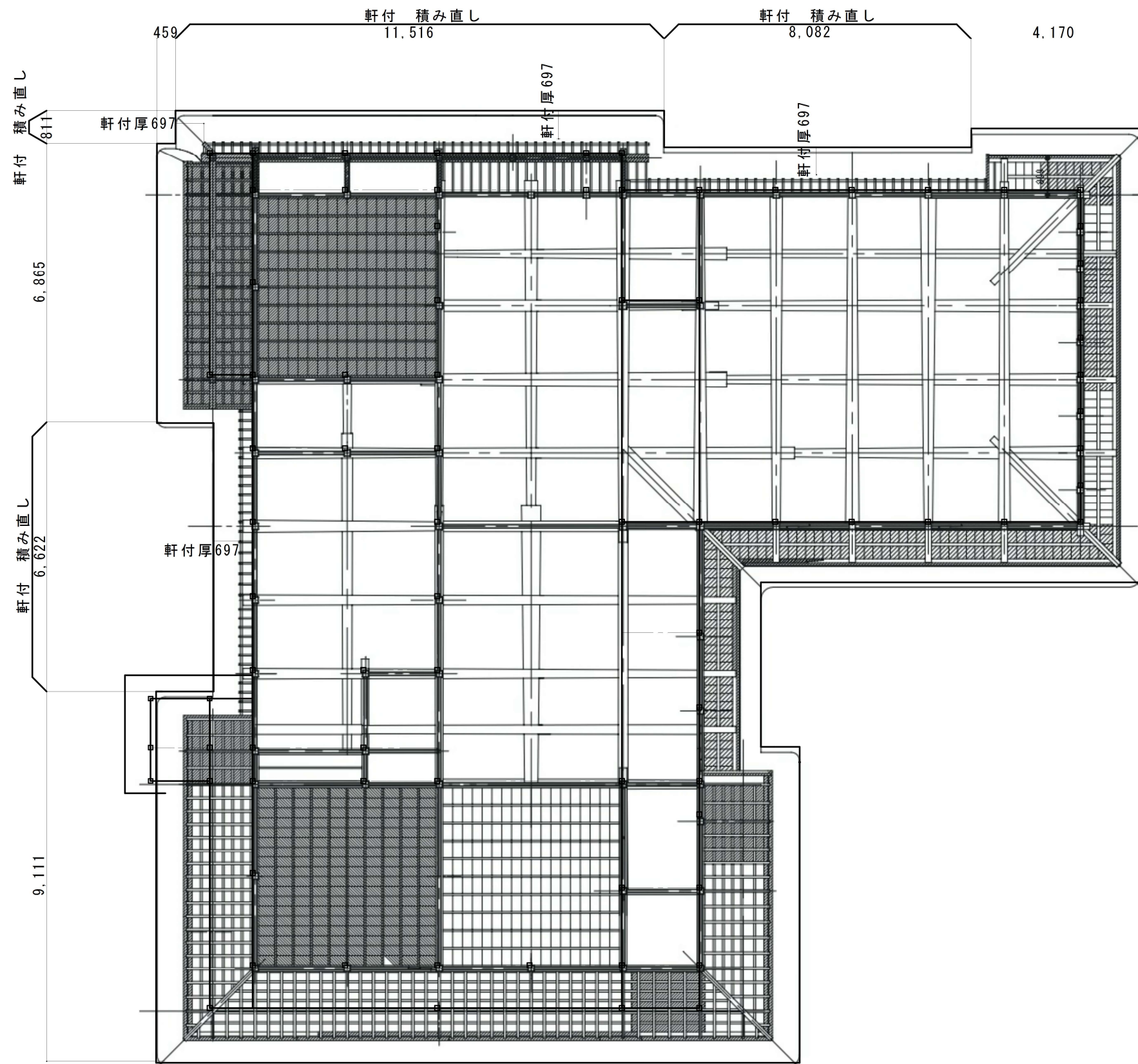
軒付積み直し 茅持竹部分 27.031m

軒長さ	
ドマ棟	
① 南面	9.338 m
② 東面	11.113 m
③ 北面	12.686 m
小計	33.137 m
内茅持竹部	
③ 北面	8.082m
小計	8.082m
ザシキ棟	
④ 南面	15.824 m
⑤ 東面	12.795 m
⑥ 北面	12.411 m
⑦ 西面	26.634 m
小計	67.664 m
合計	100.801 m
内茅持竹部	
⑥ 北面	11.516m
⑦ 西面	7.433m
小計	18.949m
合計	27.031m

葺棟積 棟雁振瓦16枚×2枚取替の上積み直し
棟本数 2本
棟1本の寸法・員数
巾 1.172 m
長さ 9.488 m
高さ 0.746 m
棟周囲長さ 1.615 m
竹簀子 15.323 m²
杉皮 15.323 m² (3枚重ね)
棟雁振瓦枚数 160 枚

谷 葺替 11.095 m





軒付 積み直し			
ドマ棟	北面中央部	8.082m	
ザシキ棟	北面	11.516m	
ザシキ棟	西面北端	0.811m	
ザシキ棟	西面中央部	6.622m	
合計		27.031m	

軒付厚(5段積)	0.700m
----------	--------

軒付 積み直し範囲の取替材			
茅持竹	径40mm内外	長6m内外	5本
垂木竹	径40mm内外	長8m内外	10本

軒付の積み直しをしない裏甲部分の軒長さ
ドマ棟

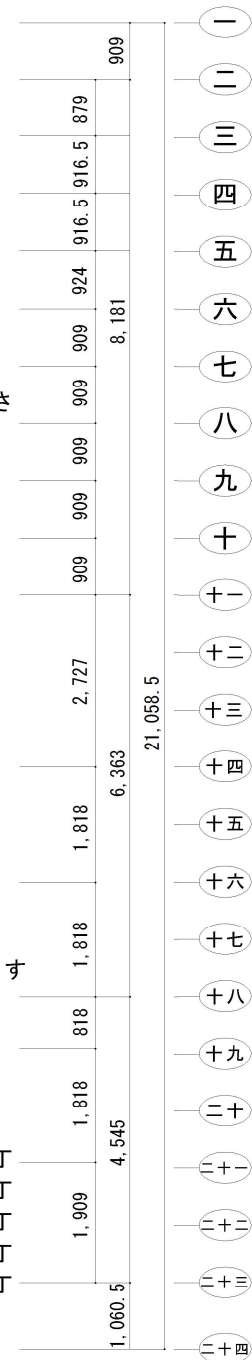
南面	9.338m
東面	11.113m
北面	4.604m
小計	25.055m

ザシキ棟	
南面	15.824m
東面	12.795m
北面	0.895m
西面	19.201m
小計	48.715m
合計	73.770m

谷の葺込銅板 谷長さ 11.095m
谷型に合わせかぎ型に造った銅板を
(厚0.4mm 100cm×60cm)
流れ300mmごとに葺き込み、谷の補強を施す

客便所杉皮葺部分の木部取替材

裏甲	杉	赤身	150×24×3,400	1丁
裏甲	杉	赤身	150×24×2,900	1丁
裏甲	杉	赤身	150×24×1,500	1丁
野地板	杉	赤身	150×12×1,500	30丁
丸竹	径30内外ニツ割×長3,000			14丁
	秋とりの真竹			



棟積は破損する棟瓦（16枚×2）を取り替え、更新

棟本数	2本
棟 1本あたりの大きさ	
巾	1.172 m
長さ	9.488 m
高さ	0.746 m
棟周囲長さ	1.615 m
竹簀子	15.323 m ²
杉皮	15.323 m ² （3枚重ね）
棟瓦	0.33m×0.3m×160枚



01 平葺 葺仕舞、棟茅納め



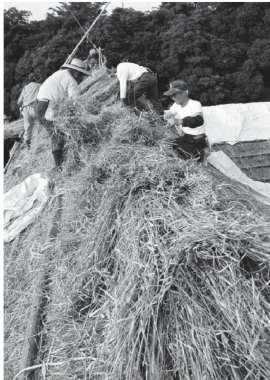
02 棟茅納め



03 棟茅納め



04 棟妻化粧飾りマクラ取付



05 棟下地作り



06 棟下地作り



07 棟杉皮竹簀子取り付け



08 棟杉皮竹簀子取り付け



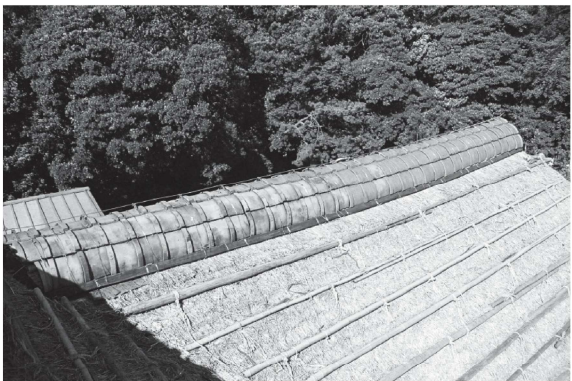
09 棟妻化粧飾り



10 棟瓦取り付け



11 ザシキ棟 棟瓦取り付け了



12 ドマ棟 棟瓦取り付け了



13 ザシキ棟 棟瓦取り付け了

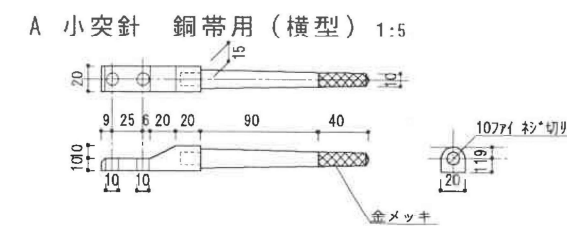
千葉県指定有形文化財 旧鶴田家住宅移築復原工事報告書から



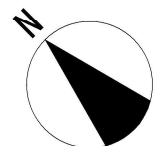
株式会社
文化継承建築設計事務所

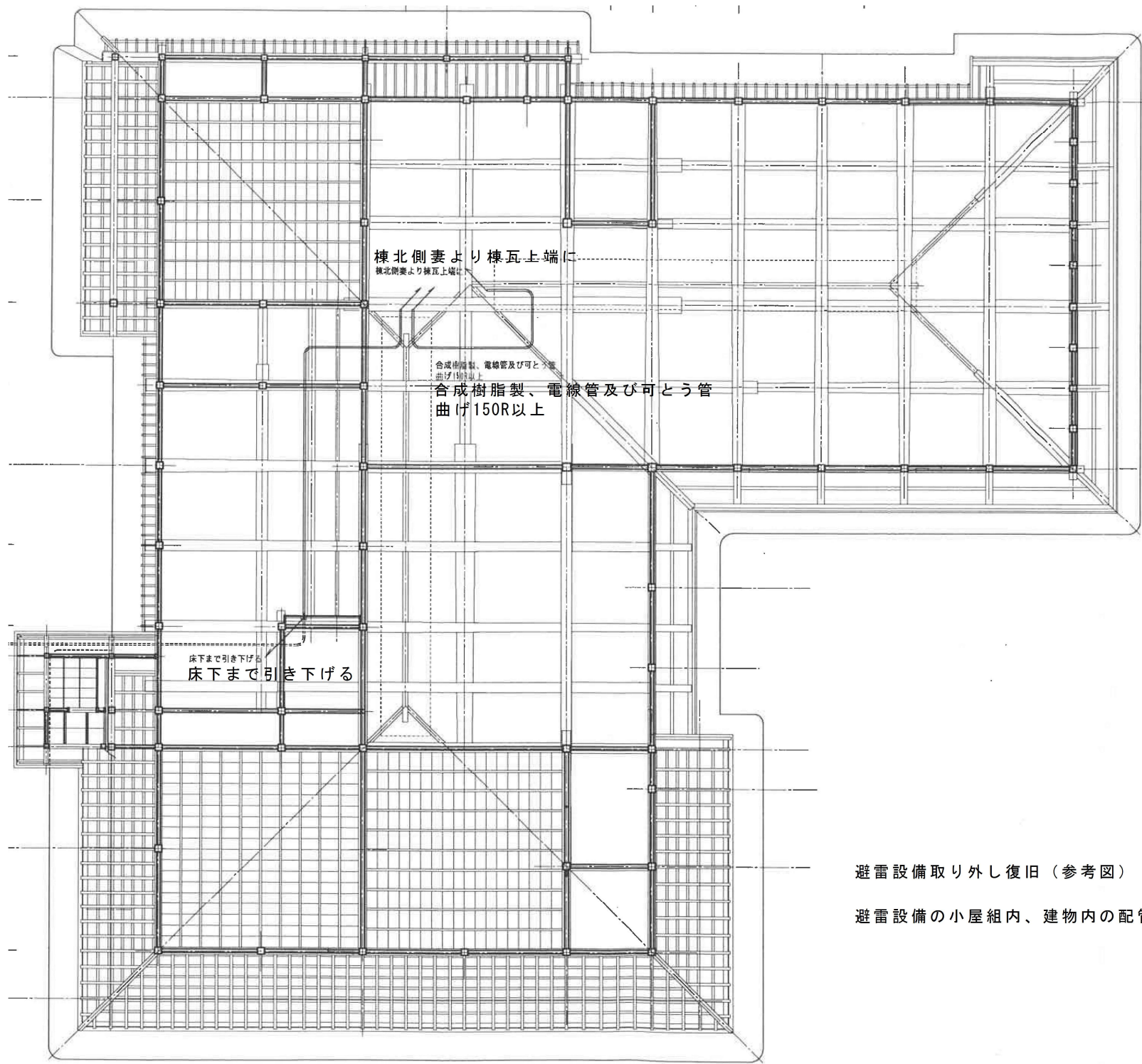
一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加 藤 雅 大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

					工事名	旧鶴田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日 付	令和8年3月
					図面名	屋根工事	番 号	A-14
						棟積 参考写真	縮 尺	N・S



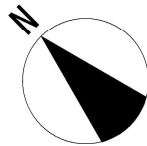
萱棟積内に隠ぺい配管配線があるので棟積解体中に破損することの無いように十分注意する。





避雷設備取り外し復旧（参考図）

避雷設備の小屋組内、建物内の配管・配線は本図の通りで、現状のままとし、棟上導帯を復旧後接続する。

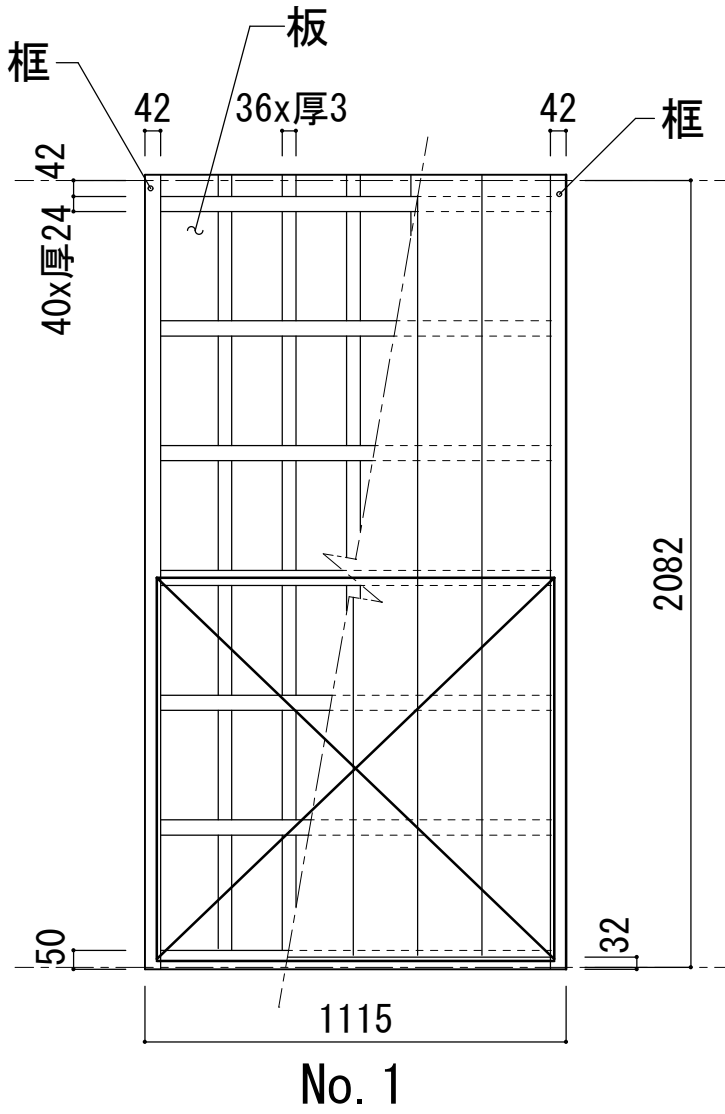
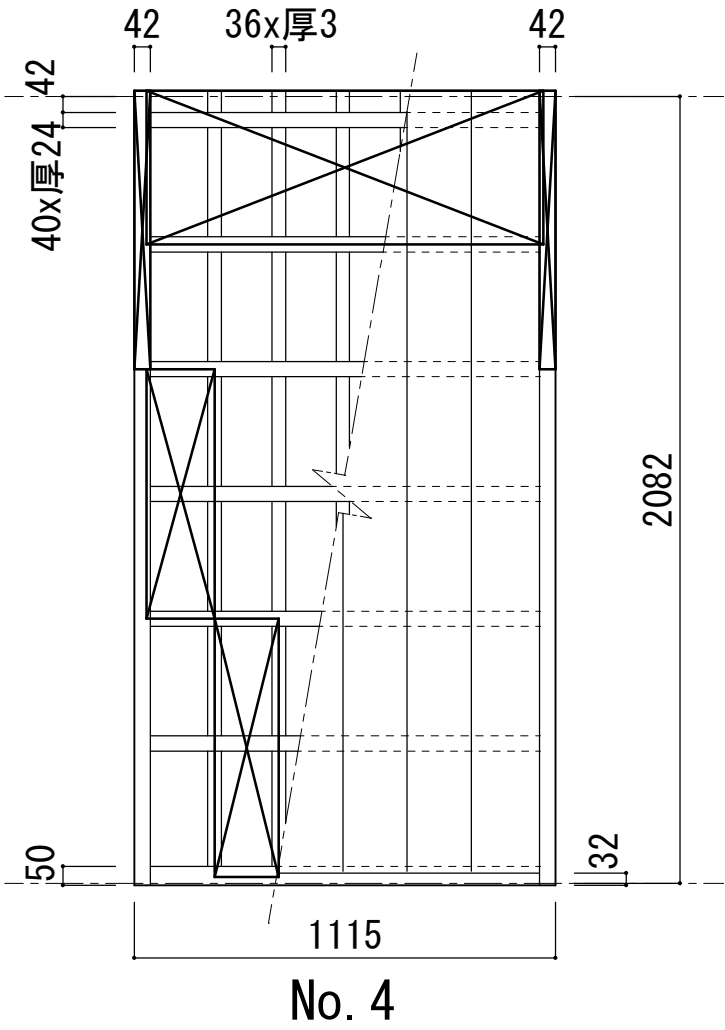
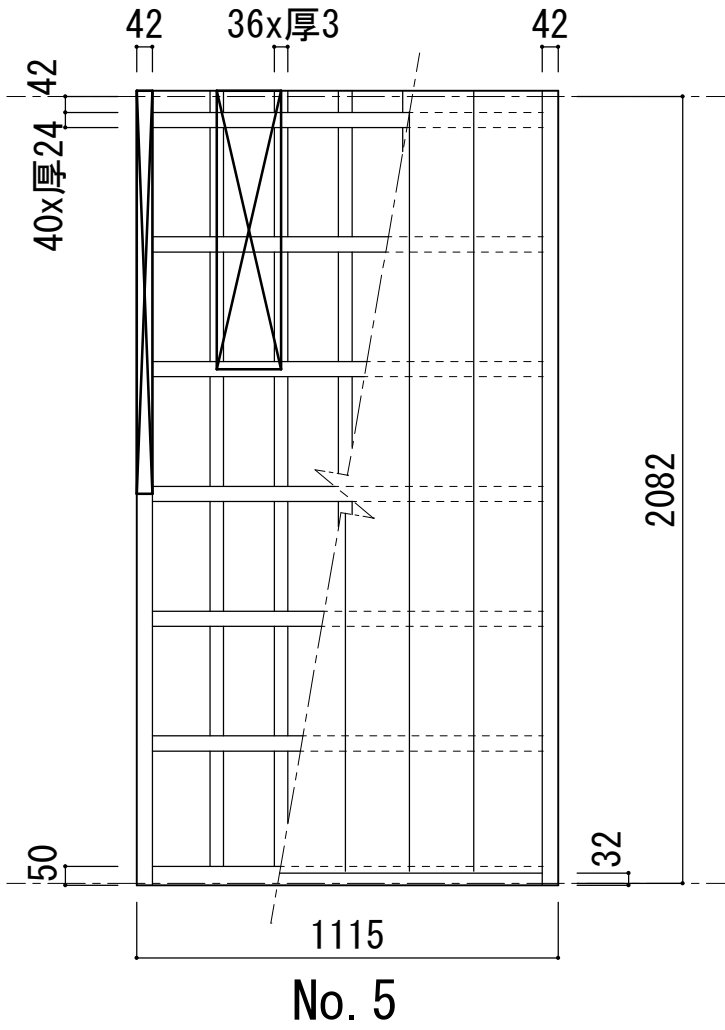


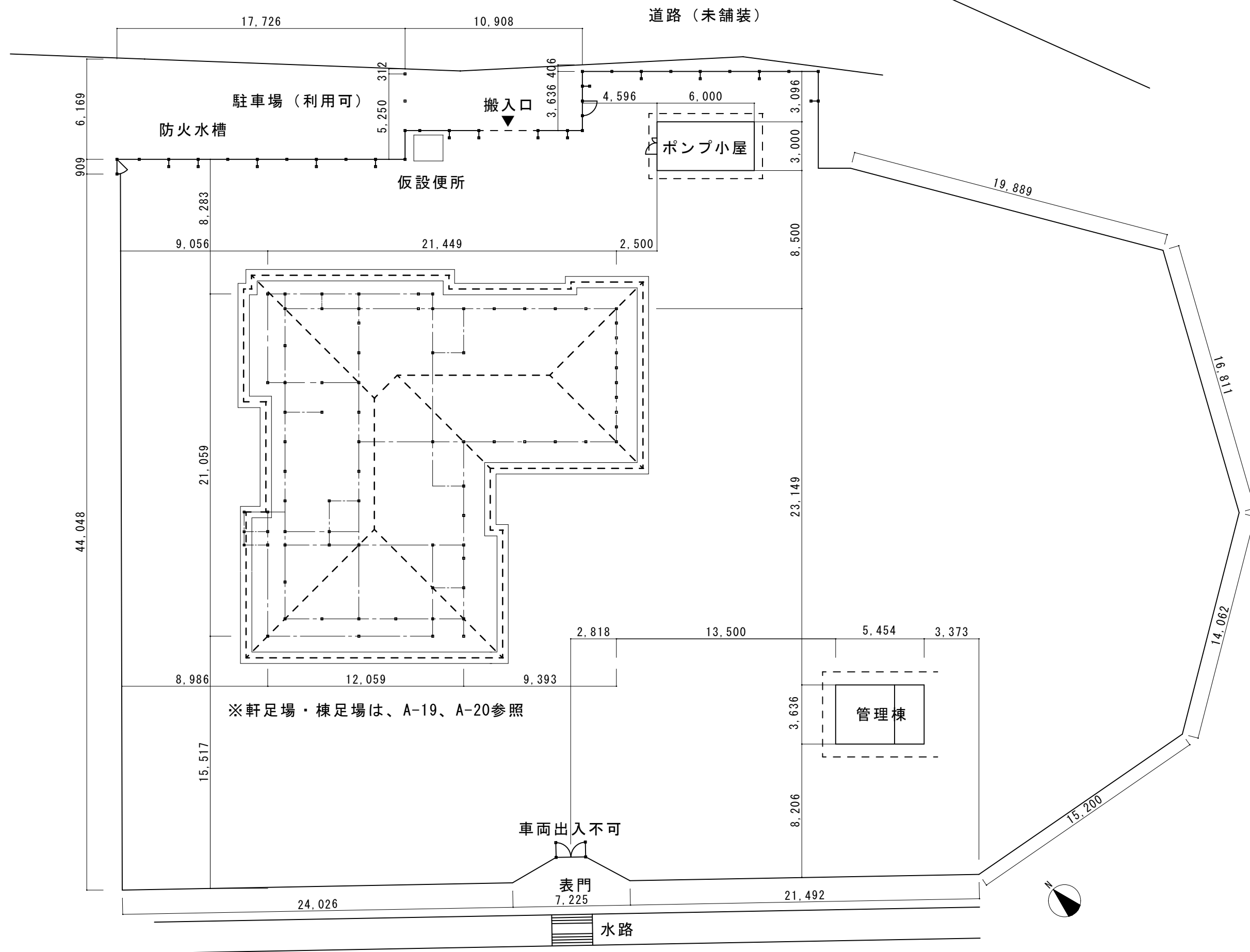
建具補修

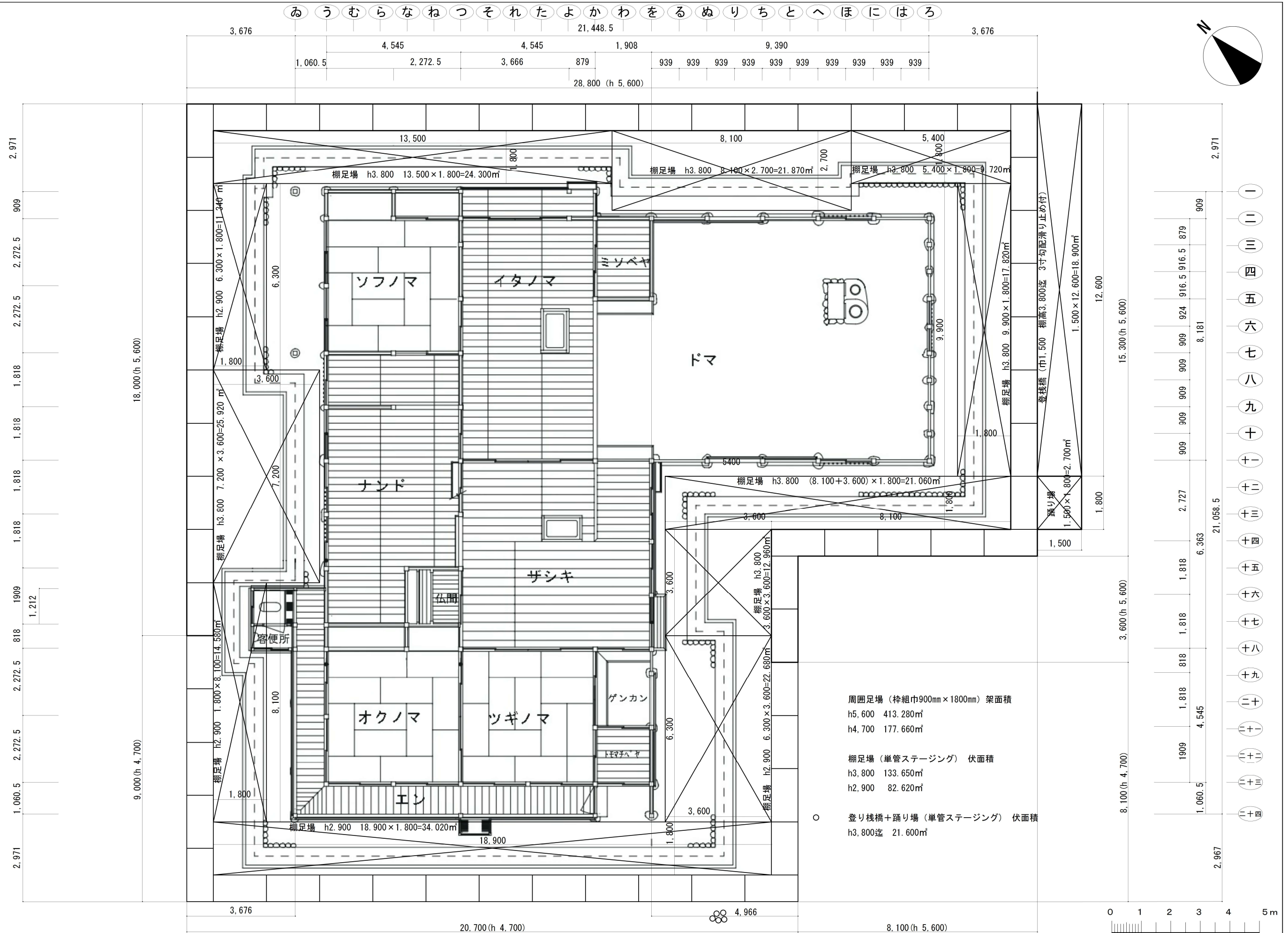
西面雨戸（WA3 W1, 115×H2, 082）5枚組の内3枚（南から1, 4, 5）の羽目板破損部分（図中  部）を同種材、同仕上げ、同仕口にて取り替える。

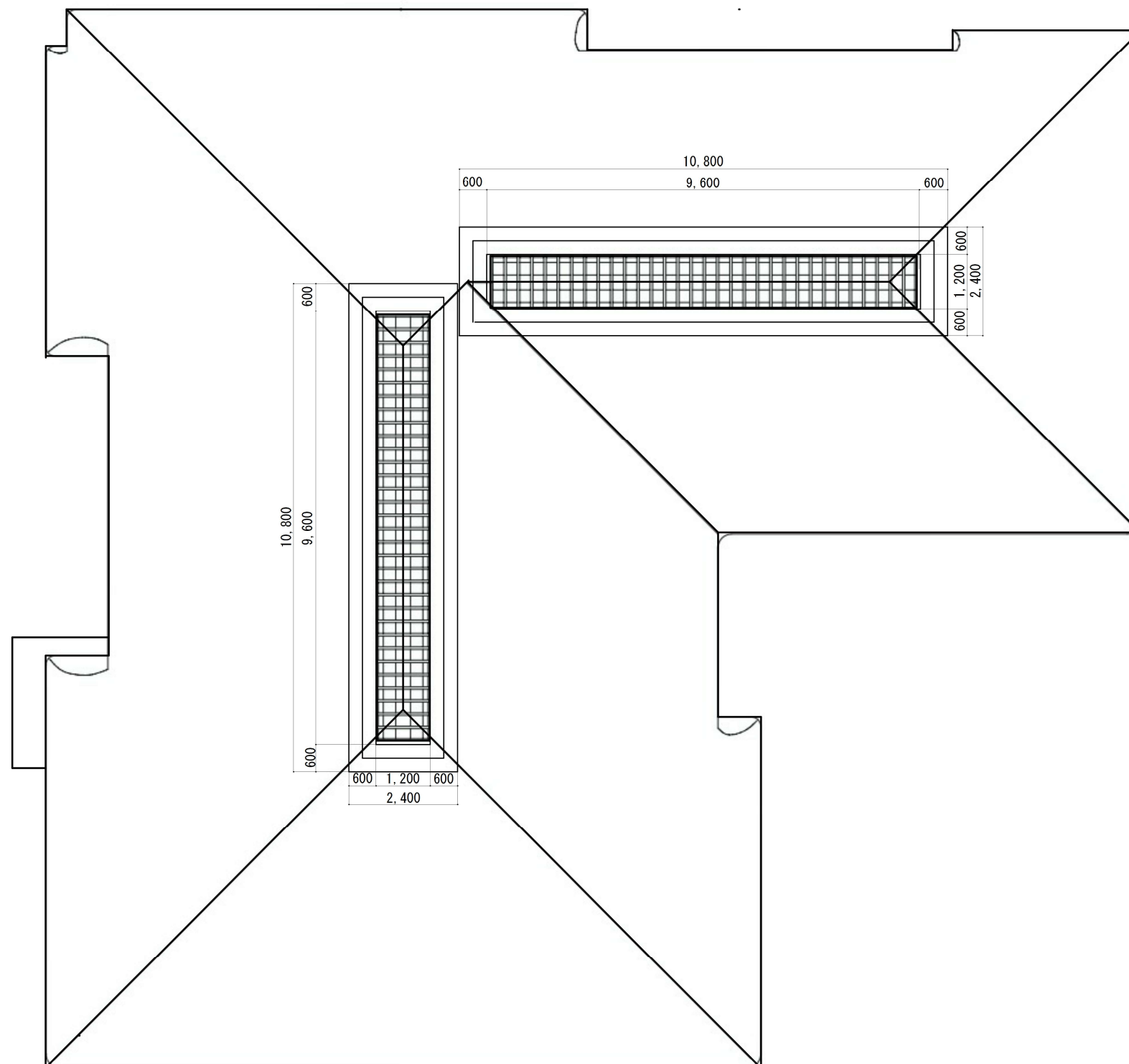
取替材は周囲に合わせて古色塗を施し、また周辺の浮いた部分は頭をつぶした洋釘にて補強釘止めする。
※図中寸法は実測値のため、誤差を含む。現場採寸し、製作すること。

No.1 板	180× 9× 1,100× 6丁	杉
No.4 板	180× 9× 370× 6丁	杉
No.4 板	180× 9× 770× 2丁	杉
No.4 框	40× 42× 770× 2丁	杉
No.5 板	180× 9× 770× 1丁	杉
No.5 框	40× 42× 1,100× 1丁	杉









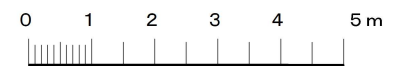
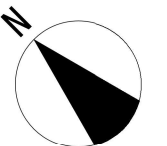
棟足場（単管ステーシング） 伏面積

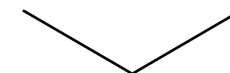
$$10.8 \times 2.4 - 9.6 \times 1.2 = 25.92 - 11.52 = 14.40 \text{ m}^2$$

$$14.40 \times 2 = 28.80 \text{ m}^2$$

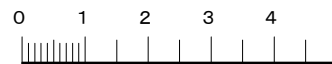
棟足場周囲シート養生

$$2.0 \times (10.8 + 2.4) \times 2 = 52.8 \text{ m}^2$$
$$52.8 \times 2 = 105.6 \text{ m}^2$$





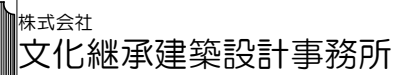
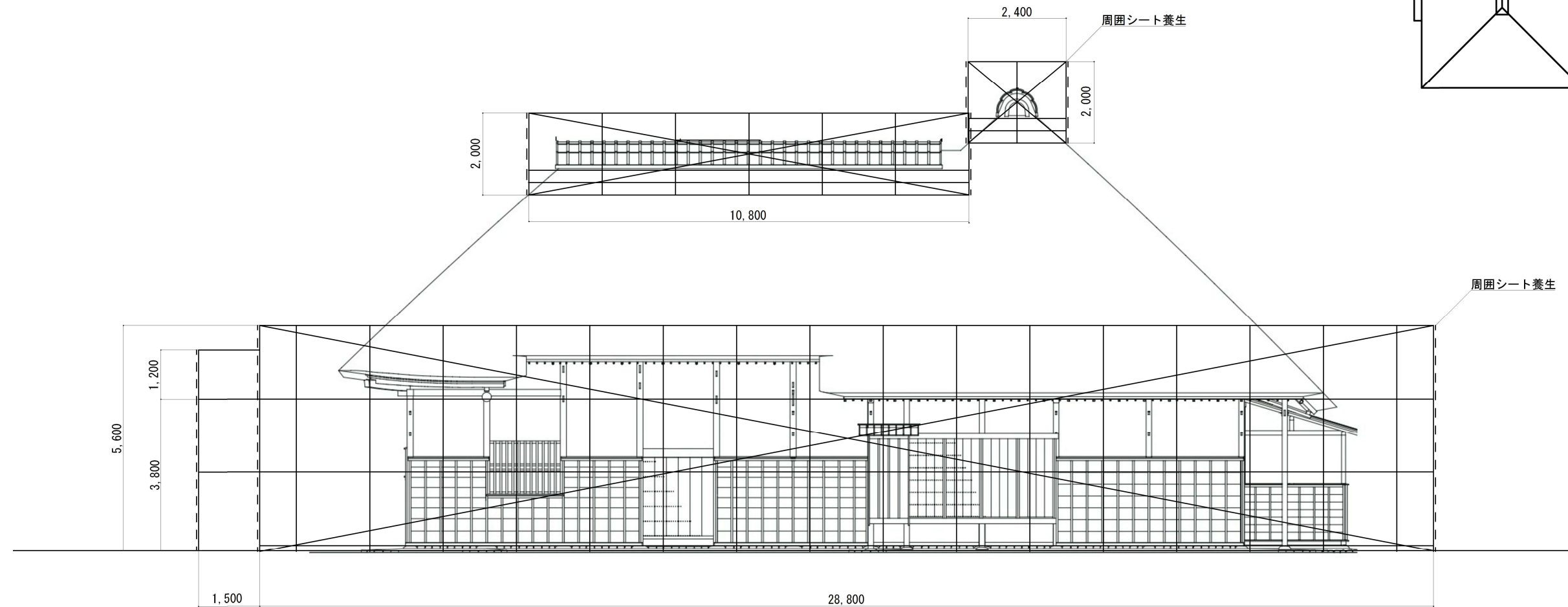
あ う む ら な ね つ そ れ た よ か わ を る め り ち と へ ほ に は ろ



文化繼承建築設計事務所

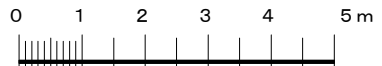
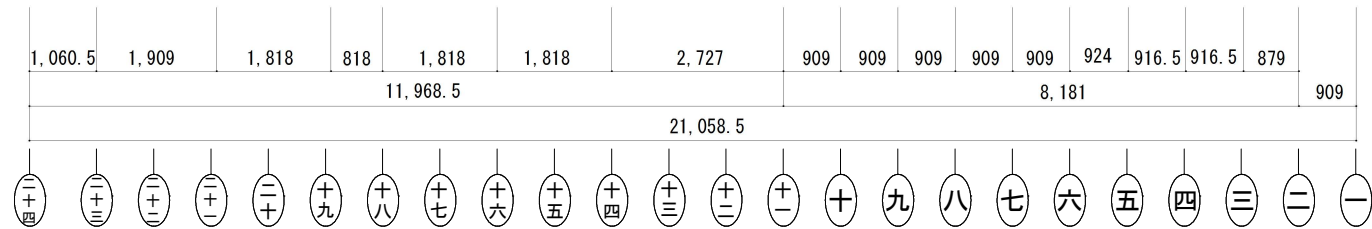
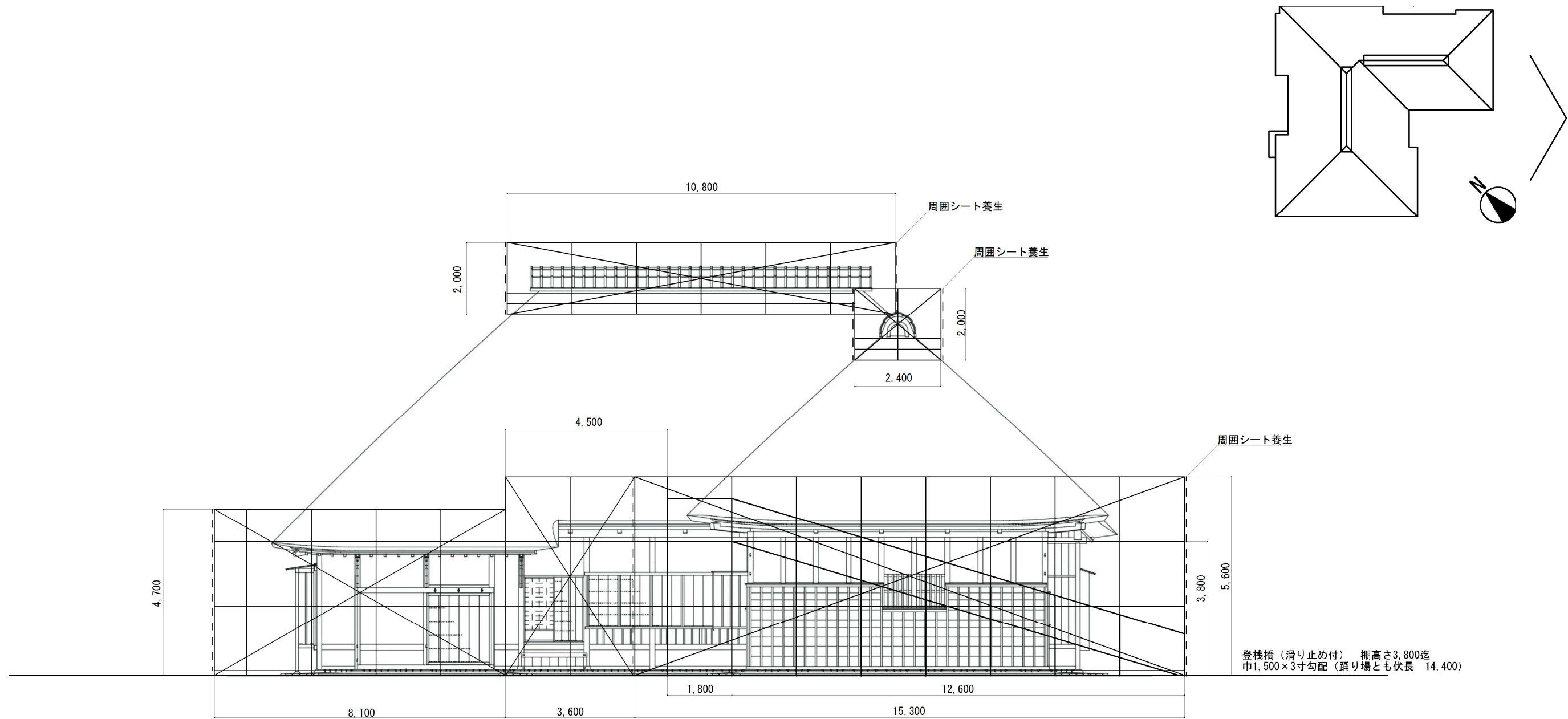
一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加藤 雅大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

工事名	旧鶴田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日付	令和8年3月
図面名	直接仮設工事	番号	A-21
	軒足増正(南)面図(参考図)	縮尺	A3 1/120



一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加 藤 雅 大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

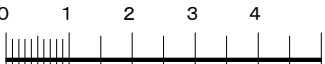
工事名	旧錦田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日付	令和8年3月
図面名	直接仮設工事	番号	A-22
	軒足堀背(北)面図(参考図)	縮尺	A3 1/120

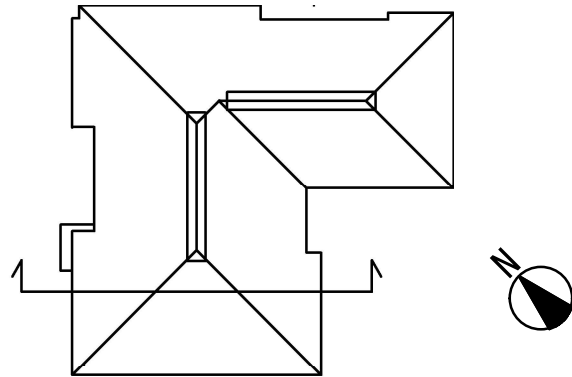
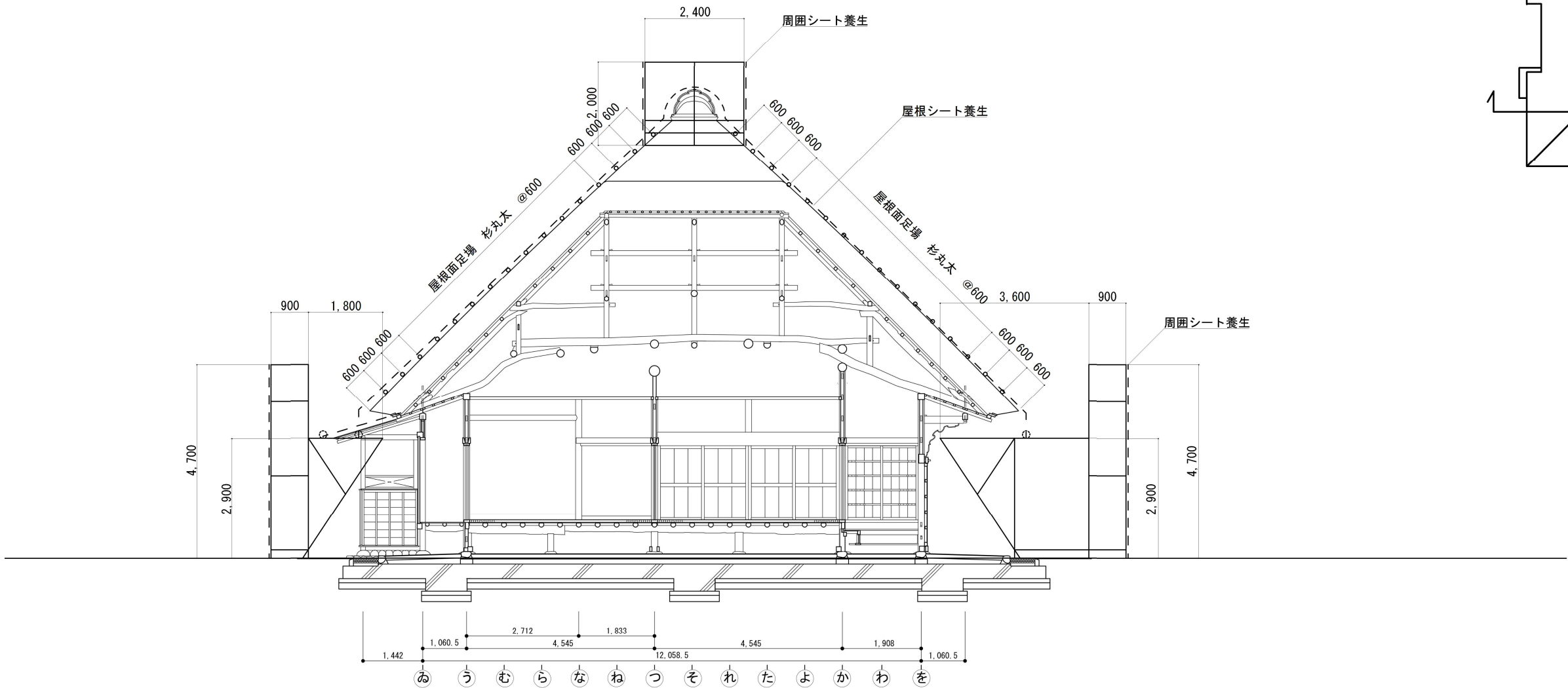


株式会社
文化継承建築設計事務所

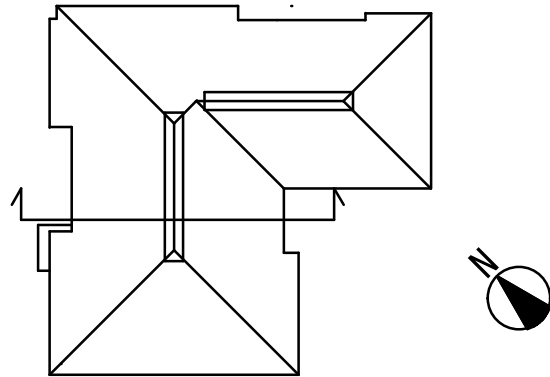
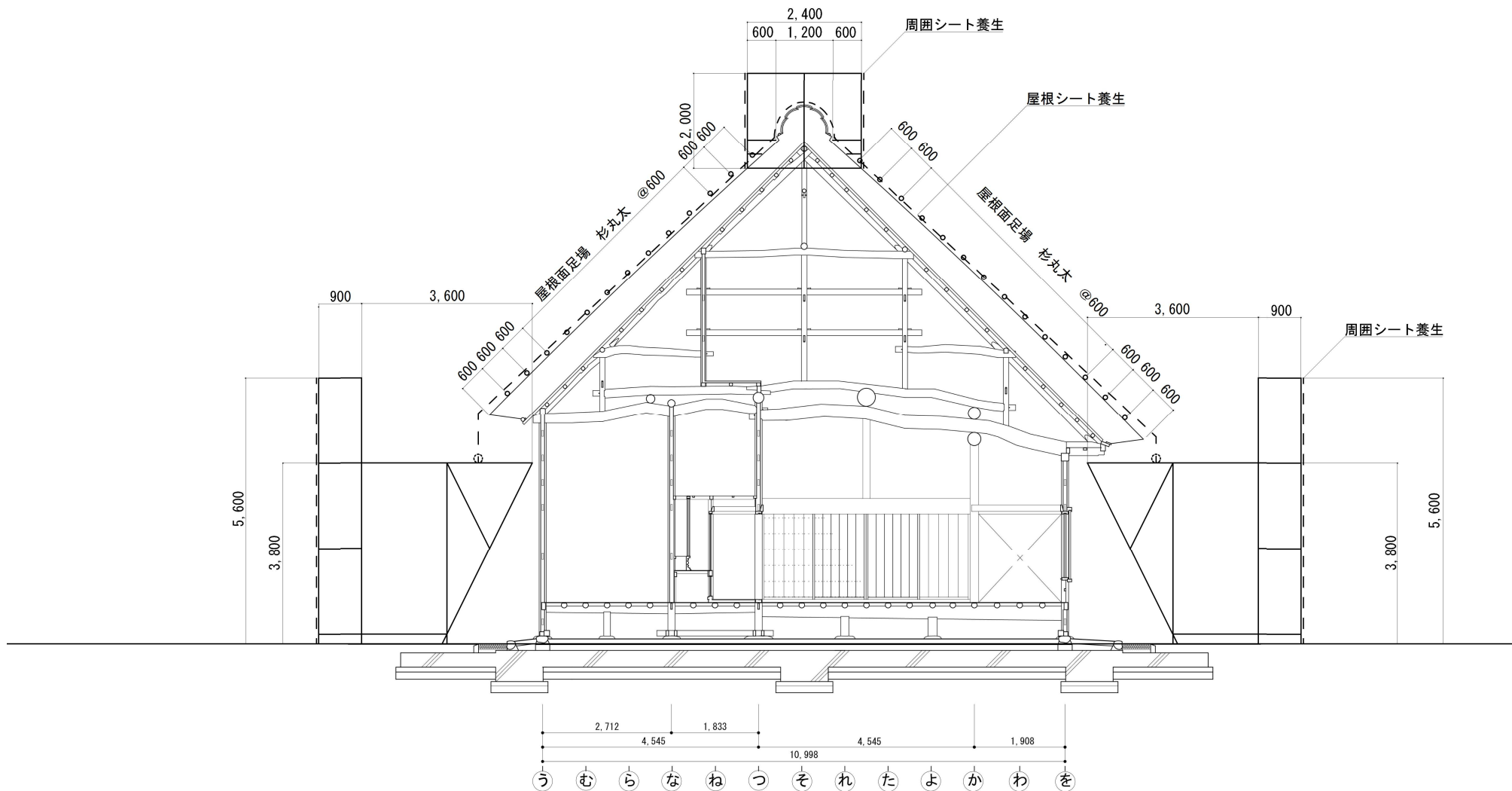
一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加 藤 雅 大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

工事名	旧錦田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日付	令和8年3月
図面名	直接仮設工事	番号	A-23
	軒足場 側(東)面図 (参考図)	縮尺	A3 1/120





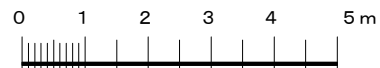
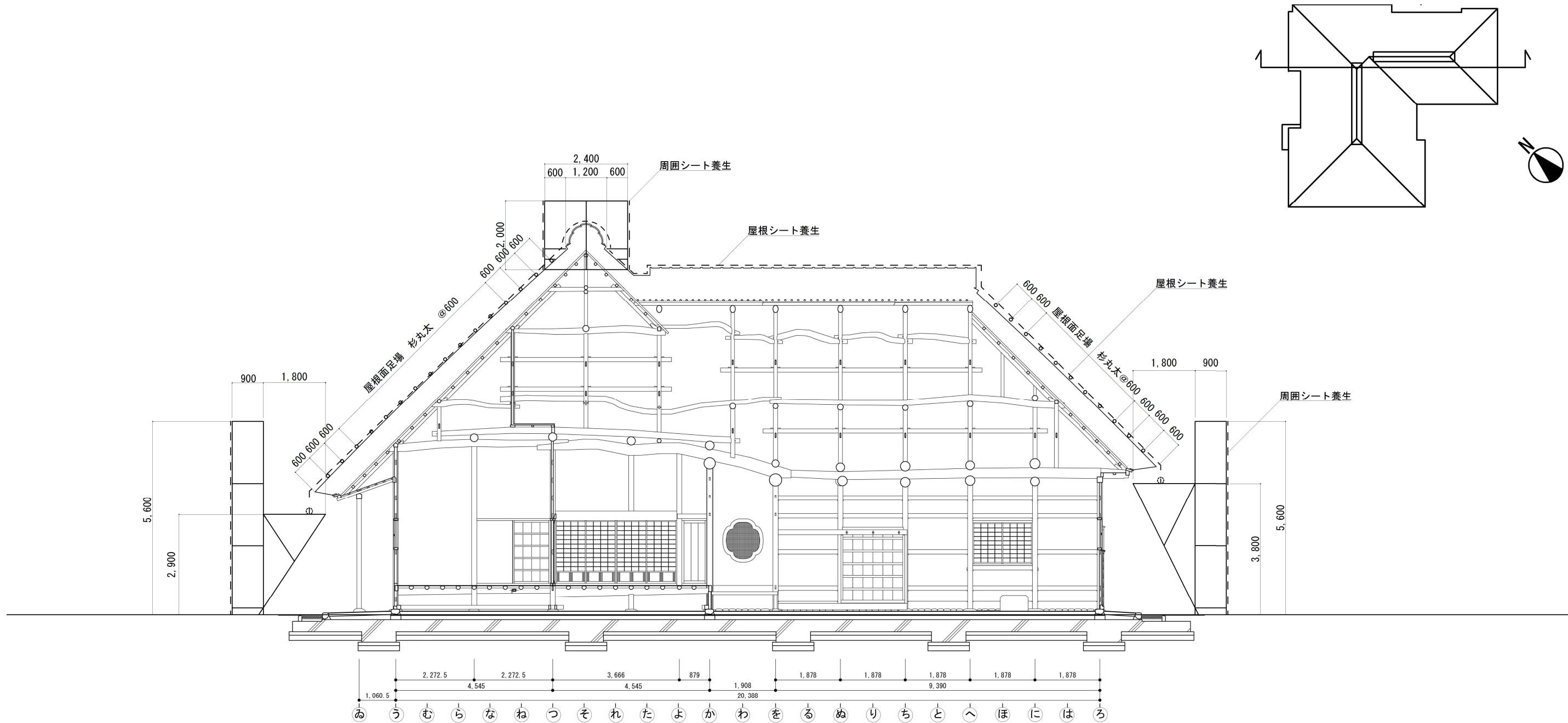
 株式会社 文化継承建築設計事務所	一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号 一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号 加 藤 雅 大 〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41 TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538						工事名	旧錦田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日 付	令和8年3月
							図面名	直接仮設工事	番 号	A-26
								19通りザシキ梁間断面図 (参考図)	縮 尺	A3 1/120



株式会社
文化継承建築設計事務所

一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加 藤 雅 大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

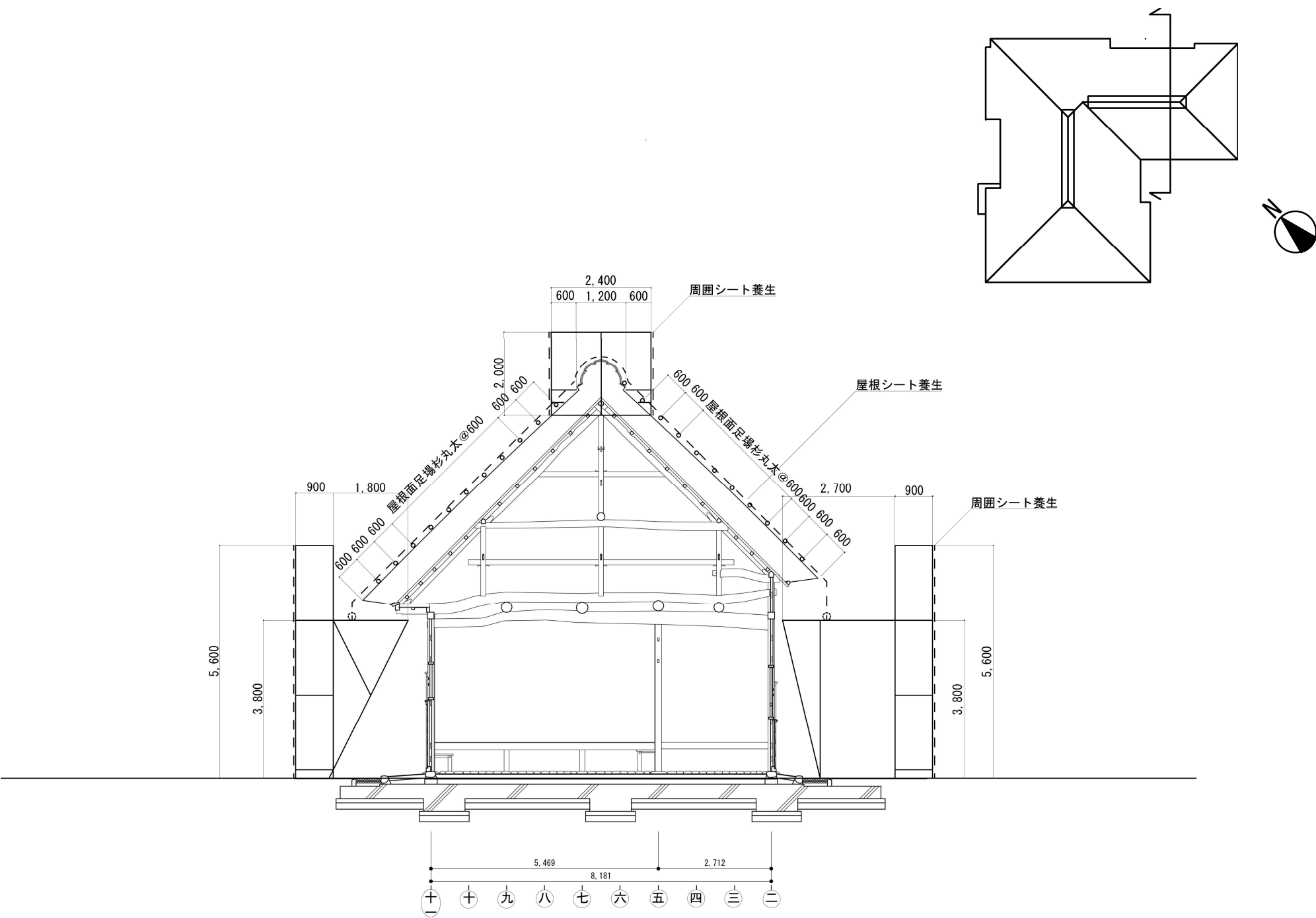
工事名	旧錦田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日付	令和8年3月
図面名	直接仮設工事	番号	A-27
	15通りザシキ梁間断面図 (参考図)	縮尺	A3 1/120



株式会社
文化継承建築設計事務所

一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加 藤 雅 大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

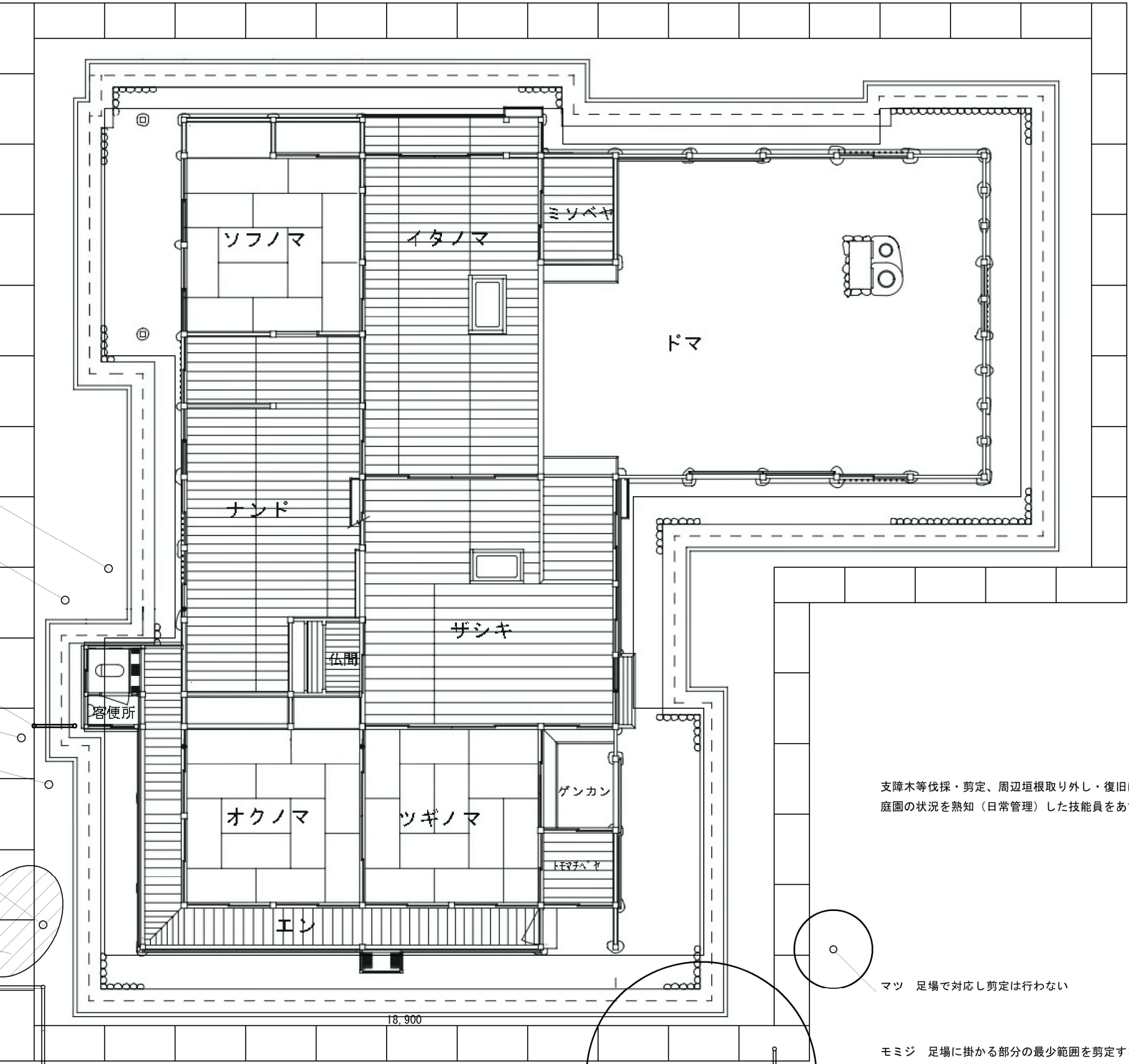
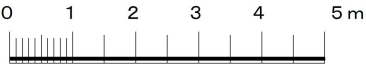
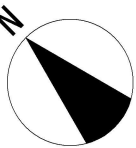
工事名	旧錦田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日付	令和8年3月
図面名	直接仮設工事	番号	A-28
	7通りザシキ梁間ドマ桁行断面図 (参考図)	縮尺	A3 1/120



株式会社
文化継承建築設計事務所

一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加 藤 雅 大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

工事名	旧錦田家住宅保存修理(茅葺屋根改修)工事	日付	令和8年3月
図面名	直接仮設工事	番号	A-29
	へ通りドマ梁間断面図 (参考図)	縮尺	A3 1/120



マホニアコンフューサー切り下げ (高900程度)

ナンテン 切り下げ (高1,400程度)

枝屋根付片袖垣巾1,040×高1,870 取り外し・復旧 (更新)

ナンテン 切り下げ (高1,300程度)

ナンテン 切り下げ (高1,300程度)

ザクロ 管理棟脇に移植し、
仮設撤去後新規植樹種は秋口に実のなる物とする

ニシキギ 伐採、抜根のうえ、仮設撤去後新規植樹

根締め植物復旧 (オオムラ・センリョウ他)

四ツ目垣 矩ね折れ (3,800+3,785+2,235) × 高965
板戸とも取り外し・復旧 (更新)

支障木等伐採・剪定、周辺垣根取り外し・復旧にあたっては
庭園の状況を熟知 (日常管理) した技能員をあてる

マツ 足場で対応し剪定は行わない

モミジ 足場に掛かる部分の最少範囲を剪定するが、樹勢維持や樹形に配慮する
剪定に先立ち監督職員との協議を行う

四ツ目垣 矩ね折れ (2,235+2,235) × 高965 取り外し・復旧 (更新)



株式会社
文化継承建築設計事務所

一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2412-7967号
一級建築士 国土交通大臣登録 第341482号
加藤 雅大
〒273-0103 千葉県鎌ヶ谷市丸山1-11-41
TEL 047-404-2537 / FAX 047-404-2538

工事名	旧錦田家住宅保存修理 (茅葺屋根改修) 工事	日付	令和8年3月
図面名	直接仮設工事	番号	A-31
	支障木等伐採・剪定、周辺垣根取り外し・復旧	縮尺	A3 1/120

